

吉賀町告示第6号

令和5年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和5年3月2日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

○3月3日に応招した議員

○3月6日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○ 3月16日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

令和5年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和5年3月2日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和5年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 保育士の配置基準引き上げを求める意見書(案)
- 日程第7 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第8 議案第1号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第2号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第3号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第4号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第5号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第6号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 吉賀町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 吉賀町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第16 議案第9号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第14号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第15号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第16号 吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第17号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第21号 令和5年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第22号 令和5年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第23号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 令和5年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和5年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）
- 日程第7 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第8 議案第1号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第2号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第3号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第4号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第5号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第6号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 吉賀町個人情報保護法施行条例の制定について

- 日程第15 議案第8号 吉賀町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第16 議案第9号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第14号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第15号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第16号 吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第17号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第21号 令和5年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第22号 令和5年度吉賀町下水道事業会計予算

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前9時00分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、三浦議員、4番、桑原議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） おはようございます。令和5年度第1回の3月定例議会の会期は、本日より16日までの15日間と決定いたしました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。ただいま委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付いたしましたとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、2月8日に、先ほど議員の皆さんには御披露したんですが、5番、河村由美子議員が全国町村議会議長会の議員在職27年以上の自治功労者表彰を受けられましたので、ここで報告に併せ御披露いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） それでは、日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和5年第1回の定例会を招集しましたところ、全議員に御出席を頂きまして誠にありがとうございました。

動静報告の前に2点について申し上げておきたいと思います。

まず1点目は、本定例会に上程いたします議題についてでございます。

今回上程する議題につきまして、報告事項が1件、議案につきましては28件ということで全部で29件となるものでございます。報告事項1件につきましては、議会委任による専決処分でございます。

また、議案の内訳としましては、一部事務組合規約の変更が1件、指定管理者の指定が1件、条例の制定、一部改正並びに廃止が16件、令和4年度補正予算が2件、令和5年度当初予算が8件という内容でございます。施政方針に続きまして、順次上程させていただきますので、慎重審議の上、適切な議決等賜りますようお願いを申し上げます。

また、今会期中のところ追加提案する議案がございますので、あらかじめおつながりをさせていただきます。

次に、2点目は、医療対策課の永田課長についてでございます。永田課長につきましては現在病気療養中でありまして、本定例会の会期中は欠席とさせていただきます。なお、医療対策課関連の議事におきましては、必要に応じて、課長の代理で新藤課長補佐が出席をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料によりまして、私の動静報告をさせていただきます。

今回報告する内容は、昨年12月定例会以降のものとなります。時間の関係もありますので、

主な事柄に限定をして御報告を申し上げたいと思います。

まず1ページでございます。12月2日に12月定例議会を招集させていただきまして、会期は12月9日までございました。その最終日の12月9日でございますが、記載がありますように、全日本バレーボール高等学校選手権大会に出場されます七日市の御出身でございますが、現在、山口高川学園で在学中の海津君、彼がこの大会に出場するということでございますが、遠征とか練習等で大変時間が空かないということで、当日はお母様がお出かけを頂きました。

10日の土曜日は、一般社団法人高津川てらす講演会が旧六日市医療技術専門学校で開催されました。

12日でございます。ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会に出場をされます、吉賀中学校の増本さんが御来庁されました。

14日につきましては、益田自動車出張車検場の存続対策協議会の要望活動ということで、3市町を代表して私のほうが松江市に出かけさせていただきました。

一番下の16日でございます。島根かみあり国スポ・全スポ島根県準備委員会の総会と石見神楽広域連絡協議会の総会が開催されましたので、松江市と浜田市へ出かけております。

おめくりいただきまして、2ページの19日のところでございます。島根県県民いきいき活動奨励賞受賞報告ということで、民話サークルの「ぽんぼこりん」の皆さんが御来庁されました。

12月22日は、災害対策本部、雪関連でございます。その関係で22日から24日にかけて大雪の警戒待機に当たりました。そのさなかでございましたが、23日金曜日には、益田のグラントワで特別展「追悼 森英恵」が開催されましたので、こちらのほうの観覧に出かけさせていただきました。

26日につきましては、松江市で楽天農業株式会社との連携協定の締結式がございました。

27日は、島根県町村会主催の島根県知事との意見交換会等が松江で開催されました。

28日につきましては、職員の退任式と仕事納め式並びに28、29日につきましては、恒例の消防によります年末警戒のほうへ参加をさせていただきました。

年が明けまして、3ページ、1月4日でございます。仕事始め式を行いまして、1月5日、6日につきましては、それぞれ記載があります年頭の挨拶まわりということで、出雲市、松江市、浜田、益田、津和野町のほうへ出かけております。

8日日曜日につきましては、議員の皆さんにも御出席頂きましたが、消防出初め式を挙行いたしました。

11日でございます。記載のあります内容で関係部署のどこへ年頭の挨拶まわりに出かけたということで、この日は主には広島圏域についての挨拶回りでございます。

おめくりを頂きまして、4ページでございます。同じく14日の土曜日、年頭の挨拶まわりほ

かで山口県の宇部、山口、益田のほうへ出かけております。

17日につきましても、年頭の挨拶まわり等で大阪の方面に出かけさせていただきました。

18日につきましては、石見観光振興協議会の首長の意見交換会と内閣官房参与の意見交換会と講演会がございましたので浜田市へ出かけました。

19日につきましては、島根県土木協会、毎年行っておりますが、国土交通省幹部職員との意見交換会、事業についての意見交換がございましたので上京いたしました。

21日の土曜日でございます。グラントワで特別展「追悼 森英恵」関連プログラムでございましたが、御長男の森顯様の御講演会がございました。その後は、島根県知事、益田赤十字病院の院長との会談がございまして、益田へ出かけたところでございます。

22日の日曜日につきましては、基幹集落センターで名誉町民でありました森英恵先生のお別れ会を挙行させていただきました。

23日につきましては、島根県知事、町議会の安永議長にも御同行頂きまして、総務省に対しての台風14号被災に伴う要望活動を行ったところでございます。

1月24日の火曜日でございますが、一般国道（益田～山口間）の整備促進期成同盟会の設立総会が山口市で開催をされました。その夕刻からは、大雪の警戒待機でありました。

5ページに入りますが、27、28日、大雪の寒波もございましたので、水道の漏水調査対応を行いました。その関係もございましたが、島根県の林野関係事業の意見交換会ございましたので上京させていただきました。

1月30日には、全国中学校空手選抜大会・全日本少年少女空手道選抜大会に出場されます吉賀中学校、柿木小学校で在籍しておられます中野さん御兄弟が御来庁されました。

31日は、先ほど申し上げました一般国道9号の整備促進期成同盟会の要望活動で、浜田市、それから広島市、下がっていただきまして、2月の3日も同じく期成同盟会の中央要望ということで、津和野町長、益田市長、さらに山口市長と関係をする皆さんと要望活動を行ったところでございます。

4日につきましては、グラントワで行われました特別展「受贈記念 彫刻家澄川喜一の仕事」のほうの観覧をさせていただきました。

一番下、7日でございます。道の駅かきのきむらのリニューアルオープンと新商品の完成報告会が行われましたので、ふれあい会館へ出かけたところでございます。

それから、その日につきましては、平田高校3年在学中でございます、このたび御卒業されましたが、全国高校駅伝や全国都道府県対抗男子駅伝等、様々な大会で御活躍をされました田原匠真さんが御来庁されました。

8日につきましては、益田広域事務組合の理事会が開催されました。

9日は、石見空港ターミナルビル株式会社の取締役会でございます。

10日につきましては、津島雄二先生の面会と株式会社G B A主催の吉賀町フェアを東京で開催をしていただきましたので、そちらのほうへ出席をしました。

13日は、町議会全員協議会の開催でございます。この日には、公益財団法人ごうぎん文化振興財団から図書カードの御寄贈を町立図書館が頂きましたので、その贈呈式を行ったところでございます。

14日につきましては、島根県庁の健康福祉部事務協議ほか関連団体との事務協議、会議等がございます。松江へ出かけております。

16日につきましても、島根県農地・水・環境保全協議会理事会・総会ほか関係の会議に出席をしております。

17日につきましては、益田広域事務組合の定例議会が招集されました。それから、午後のところ吉賀町の米食味選手権の表彰式を行ったところでございます。

20日につきましては、鹿足郡内の事務組合と不燃物処理組合並びに老人ホーム組合のそれぞれ定例会が招集されました。

21日につきましては、島根県市町村農林水産業振興協議会対策協議会総会ほかの会議に出席をしております。

最後のページでございますが、2月24日は町議会全員協議会の開催でございます。

28日は、島根県国民健康保険団体連合会の総会で松江へ出かけました。

昨日3月1日でございますが、職員の新任式、それから吉賀高等学校の卒業式が久しぶりに開催をされて御案内を頂きましたので、参加をさせていただいて御挨拶を申し上げたところございます。

以上でございます。

日程第5. 令和5年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、令和5年度の町長の施政方針についての説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お手元に配付をさせていただいております資料を読み上げまして、町長施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきますと思います。

令和5年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

国内状況についてであります。新型コロナウイルス感染症は、確認から相当の時間が経過して

いますが、いまだ収束の兆しが見えない状況で、引き続き私たちの生活や経済は大変大きな打撃を受けています。

一方、政府においては、来る5月8日より感染症法上の位置づけを「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定しました。今後の動きに注視しながら的確に対処していかなければなりません。

こうした中、去る1月23日開会した第211回通常国会において、岸田文雄内閣総理大臣が施政方針演説を行い、主な内容は次のようなものであります。

まず、子育て支援については、最重要施策と位置づけ、従来とは次元の異なる少子化対策を実現するとして、6月までに将来的な予算倍増に向けた大枠を提示するとしてしました。

防衛強化については、抜本の方針を説明し、追加財源は将来世代に先送りせず対応すると述べました。

新型コロナウイルス対策については、施政方針演説では、「5類」へ移行する方向で議論するとしていました。その後、正式に移行が決定されましたので、今後、政府が示す公費支援と医療体制の方向性に関して対処していかなければなりません。

憲法改正については、先送りできない課題であるとの認識を示し、制定以来初めてとなる改正に向け、議論を深めていただくことを期待するとしています。

さらに、地域活性化にもしっかりと取り組むことを明言しています。地方創生を進め地方が元気になること、それが日本経済再生の源であると述べています。そのために、農林水産業の推進、インフラ整備の促進、地方への企業立地支援や人材支援の呼び込み、官民連携による施策の展開、地方議会活性化のための法改正にも取り組むとしています。そして、全国津々浦々、全ての方々が輝ける日本をつくることを呼びかけています。

このほかにも災害対応・復興支援、外交・安全保障などについても触れられ、未来に希望の持てる日本を創り、次の世代に引き継いでいくため、自らに課せられた使命を果たし、一步一步国民とともに進んでいくことを申し述べられました。

次に、島根県内の状況についてであります。2月13日開会した第484回島根県議会定例会における島根県知事の所信表明並びに提案理由説明の要旨は、次のようなものであります。

まず、予算についてであります。

来年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症対策及びエネルギー価格・物価高騰対策と島根創生の推進の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図る予算として、丸山知事就任以来、最大となる4,824億円の編成となっています。併せて、切れ目ない施策や財政支援を踏まえ、310億円の本年度補正予算も編成されています。

この予算案における柱は、1つ目として、感染症対策及びエネルギー価格・物価高騰対策、

2つ目として、人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進、3つ目として、生活を支えるサービスの充実、4つ目として、安全安心な県土づくりの4つであります。

また、予算を反映した施策についてであります。

感染症対策及びエネルギー価格・物価高騰対策については、医療提供体制の確保、学校における感染症対策、県内経済を守り、回復させる施策、県民生活の支援などであります。

人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進については、基本目標である「活力ある産業づくり」「結婚・出産・子育ての希望を叶える」「地域を守り伸ばす」「島根を創る人を増やす」の基本目標に沿った施策であります。

生活を支えるサービスの充実については、保健・医療・介護の充実、支え合いによる地域共生社会づくり、教育の充実とスポーツ・文化芸術の振興などあります。

安全安心な県土づくりについては、土砂災害対策や道路防災対策、河川改修などの国土強靱化対策の強化、地域生活交通などの生活基盤の確保や暮らしを取り巻く豊かな環境保全の推進などあります。

今回の予算の着実な執行によって、傷んだ島根県内の経済や生活が確実に回復され、厳しい財政状況の中にあっても島根創生計画が遂行され、所期の目的が一日も早く達成される日が訪れることを願っています。

国も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、大局的な施策を展開していくとともに、中山間地域の実情に応じた現実的施策についても積極的に講じていただくことを切望するところです。その上で、我々基礎的自治体においては、従来にも増した厳しい財政見込みの中で行政運営を行い、適切な住民サービスを確保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは、住民に最も近い存在となる基礎的自治体であり、そのような観点からも地方に課せられる責任は、一層重くなっていることをより強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてであります。

昨年は、かねてからの懸案事項でありました地域医療や旧六日市医療技術専門学校の利活用、新型コロナウイルス感染症対策に奔走した1年でありました。

また、公民館主事の2人体制やふるさと応援大使の委嘱など成果を上げることもできましたし、新たに環境問題、マイナンバーカード普及やみどりの食料システム戦略などの課題にも精力的に取り組んでまいりました。

9月には台風14号の襲来により、近年にない被害を受けたところであります。必要な財源確保を含め、被災箇所の日も早い復旧復興に努めてまいりたいと思います。その一方で、子どもたちや地域の皆様がうれしいニュースをたくさん届けていただいたことも申し添えておきたいと

思います。

ところで、私も2期目の任期がスタートし、早いもので既に1年4か月が経過しました。多忙な日々の中であって、改めてその責任の重大さを痛感しているところです。この町の未来をより一層輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考え、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことを基本姿勢にしているところです。

その推進に当たっては、何といたっても財政基盤の安定が必須条件となります。これまで財政指標こそ改善されてきましたが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。当町では、総合戦略の推進により、これまで人口減少率は緩やかな状況にありました。しかし、ここに来て、減少率がやや加速しております。この状況を好転させていくとともに、多文化共生社会の実現も図りながら、町民の皆さんが、この町での生活の良さを等しく実感していただけるよう、一生懸命努めていくことをお約束しておきたいと思います。

そして、まちづくりを行う上で、もう一つ大切なことがあります。それは、新型コロナウイルス感染症の取り組みの中で、私たちが学んだ「人権への配慮」です。お互いがそれぞれの立場を尊重し、人を思いやることができる吉賀町でありたいと思います。地域全体で人権について考え、人権に配慮した行動を取っていただくことを訴え続けていきたいと思います。

唐突ですが、私の好きな言葉の一つに、「置かれた場所で咲きなさい」という言葉があります。これは、岡山県にあるノートルダム清心女子大学の学長などを務められた渡辺和子さんの言葉です。彼女は小学校3年生のとき、あの2・26事件に遭遇し、当時、大将で教育総監であった父親が青年将校に襲撃され、銃弾で命を落とす現場を目の当たりにするという壮絶な経験をした方です。

私は自分なりに、この言葉を次のように解釈をしています。人は、それぞれ違った環境の中で仕事をし、それぞれ違った環境の中で家庭や地域で日々生活をしています。自らに与えられた環境の中で人々は生きているのです。したがって、物事に対する考え方、対応の仕方は様々ですが、自分自身の信念に基づいて真摯に物事に向き合うことが大切なことであるというように理解しています。

今、吉賀町は町村合併前後を含め、有史以来、これまで経験したことのない大変大きな局面にあると言っても過言ではありません。そのときの町政を私は預かっています。私に与えられた環境、言い換えれば町政に与えられた環境の中で舵取りをしていかなければならないわけがありません。当然厳しく重たい決断をしていくときがあります。まさに与えられた環境の中で、取り巻く状況の中で、渡辺和子さんの言葉のごとく、精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。

さらに私といたしましては、様々な事案を踏まえ、これまで以上に町民の皆様との対話を重視

し、より多くの皆様の声に耳を傾けることで、行政との信頼関係を再構築してまいりたいと思います。そして、多くの危機管理的事案の収束を願いつつ、そのことに適切に対処しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上をさらに推進してまいりたいと思います。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、「快適で安全に暮らせるまちづくり」についてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入数は約2,500戸とほぼ横ばいの状況が続いています。近年はインターネットによる動画配信など、より高速大容量な通信環境が求められてきており、施設機能の高機能化が重要な課題となっています。

防災につきましては、ハード・ソフト両面から防災力の向上に努めてまいります。ハード面では、防災行政無線をはじめとした既存設備の確実な運用を行います。ソフト面では、小学校区単位で開催してまいりました総合防災訓練につきまして、昨年10月に六日市で行ったことにより、町内を一巡することとなりました。来年度におきましては、内容を再検討しつつ、より充実した内容で実施してまいります。

自主防災組織につきましては、残念ながら本年度中の新たな組織の設立はありませんでしたが、引き続き関係機関とも連携しながら、地域への働きかけを行ってまいります。

公共交通網の活性化及び再生を目指して、令和元年度に策定しました吉賀町地域公共交通網形成計画につきましては、計画期間の4年目となります。計画に沿って順次事業を進めてまいります。来年度においては、病院や商業施設への移動手段の確保として、六日市循環線の運行に取り組む予定としています。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道路の安全・安心を基本に進めてまいります。特に通学路においては、島根県、教育委員会、警察署、PTA等と連携して安全点検を実施し、国庫補助事業等を活用しながら危険箇所の改善に努めるとともに、冬期における交通の安全確保のため、除雪作業に取り組みます。また、国道、県道の整備については引き続き島根県へ要望していきます。

道路、河川の維持管理につきましては、安全パトロールや危険箇所の点検を実施し、日々の住民生活に支障を及ぼすことがないように、機能の向上と維持管理に努めます。特に橋梁の維持管理においては、国庫補助を活用しながら、橋梁点検で健全度4の判定となった危険な橋梁の解消を進めるとともに、道路法面の落石対策工事を進めていきます。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取り組みを進めてまいります。また、本年1月、新たに一般国道の整備促進を図るため、

益田管内1市2町と山口市が連携し、一般国道9号（益田市～山口市間）整備促進期成同盟会を設立いたしました。2月には初めての中央要望を実施したところでございます。

今後、地域組織とも連携しながら、当該道路の整備促進を求めていくとともに、仮称「益田―岩国道路」につきましても、引き続き益田市、津和町と意見調整を行いながら、岩国市や国道187号沿線関係者との意見交換を実施し、取り組みを進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を受け、関連する対策事業をハード・ソフト両面から講じていきます。特に砂防事業、治山事業等に関する整備は、島根県へ要望するとともに、連携して事業の推進を図ります。

空き家対策につきましては、吉賀町空家等対策計画に基づき、「空家化の予防」、「空家の適正管理・利活用促進」、「管理不全の解消」といった3つの段階での対策を総合的に検討し、取り組みを進めてまいります。

消防につきましては、本年度は消防団の主要行事である消防操法大会や夏季訓練、そしてさきの出初め式等、コロナ禍にある中、消防団の積極的な姿勢により、様々な対策を講じた上で実施したところでありますが、来年度も引き続き活動を継続し、消防団の技術力向上に努めてまいります。また、これまで検討してまいりました消防団員の報酬額等につきましては、来年度から改定することとし、関連議案を上程させていただくこととしております。

水道事業につきましては、住民生活に必要なライフラインとして、上水道事業の安定的かつ持続的な経営を確保していくため、経営戦略に基づき経営基盤の強化を図るとともに、計画的・効率的な施設維持に努め、今後もより一層、適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業、農業集落排水事業につきましては、本年度、地方公営企業法の一部適用を受ける公営企業会計に移行いたしました。経営の見える化による効率化と経営戦略による経営基盤の強化を図るとともに、利用者の加入促進を図りながら、将来にわたって持続可能な経営を確保するよう努めてまいります。

また、集合処理区域外の地域では、個人設置型合併処理浄化槽を推進してまいります。一方、本年度より検討を進めております、いわゆる設置困難箇所の解消に向けた取り組みに関しましては、個人を対象にした排水管路設置に関する助成事業を、来年度早い段階で制度化し運用を目指すとともに、要望のあるものについては補正予算により対応したいと考えております。

地域を対象にした排水管路整備事業の事業化につきましては、規模等を含め検討を進めているところでございます。来年度におきましても、既存の合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度などの助成事業を複合的に進めながら、快適で住みやすい生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃の住宅供給と定

住の促進に向け整備を行っているところです。建設して40年を迎える住宅が多く現存していることから、昨年度に策定した第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画により、旧耐震基準で耐用年数を経過した物件から建て替えを実施しており、来年度も、昨年度より建設に着手している七日市地区にあります新横立団地につきまして、引き続き2棟4戸の建設を計画しております。また、第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の長寿命化に向けて計画的に調査、修繕を実施して適正な維持管理に取り組みます。

環境対策につきましては、令和2年10月に、国は「2050年（令和32年）温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減することを目標に、地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素化に関する事業の推進などを実施しています。

本町においても、国の方針に沿って地域特性を生かしたエネルギー対策を推進し、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指していきたいと考えています。

具体的な取り組みとしては、本年度に設立した吉賀町環境保全推進協議会に意見を諮りながら、地球温暖化対策に資する事業や地域と調和の取れた再生可能エネルギーの普及導入、ごみの減量化及び廃プラスチックの資源化、省エネの推進など、多岐にわたる課題の検討と解決に向けた取り組みを実施していきます。

また、本町と岩国市、周南市にまたがる区域で計画されている風力発電事業については、現在、事業者による事業工程の見直しが行われています。本町としましては、再生可能エネルギーであっても各種ガイドラインに準じて、地域住民の生活環境、自然環境、生態系等に配慮された事業であることはもとより、住民説明会の開催等により合意形成に努めるよう事業者に求めています。

再生可能エネルギーの普及導入につきましては、世界規模での脱炭素の流れが進む中、より重要な施策となってきました。引き続き太陽光発電システム、木質バイオマスストーブ、太陽熱利用によるシステムについて推進するとともに、小水力発電の可能性について注視していきたいと考えています。

地籍調査事業につきましては、国・県の予算規模が厳しい状態が続いておりますが、来年度は、継続事業の田野原4地区と田野原5地区、白谷9地区、幸地2地区を実施するほか、新規調査地区として立戸1地区の調査を計画しており、引き続き進捗率の向上を目指します。

新型コロナウイルス感染症対策の水際対策が昨年3月に緩和され、新規技能実習生の入国が再開されました。本町の外国人住民人口はおおむね170人前後で安定しており、特定技能など、より長い在留期間が認められる在留資格を持つ外国人が増加傾向にあります。国籍や地域についてもベトナム、中国が圧倒的に多いものの、カンボジアやインドネシア、ブラジルなどが増えて

おり、使用する言語は多種多様となりました。やさしい日本語や多言語表記、電話通訳、翻訳機などを活用し、伝わりやすい情報発信に努めますが、吉賀町に暮らす生活者としての外国人が安心安全に暮らすためには、ますます日本語を使ったコミュニケーションの必要性が高まっていくものと思われまます。

そうしたことから、来年度より新たな取り組みとして、日本語教室の設立を目指したいと考えております。第一には、日本語能力の向上を目的としますが、併せて外国人住民と地域住民の交流の軸と位置づけております。引き続き、文化の多様性や国際性を受け入れ、互いに尊重し合う多文化共生社会の実現のための人権啓発について推進していきます。

吉賀町小水力発電所「かきのきすいでんくん」につきましては、現在順調に稼働しており、売電収入の一部2,000万円を将来の子育て支援策に係る財源として引き続き一般会計へ繰り入れることとしました。安定した稼働ができるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。また、本年度6団体を受け入れた場内見学等を通じて愛着を持っていただき、発電事業の意義と環境教育の一翼を担う取り組みを強化してまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において「2類相当」である新型インフルエンザ等感染症に位置づけられています。しかしながら、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、本年5月8日からは季節性インフルエンザ等と同様の「5類」に位置づけることとなります。この変更がなされれば、国の政策や措置が見直されることとなりますので、国、県及び近隣自治体の動きを見つつ、町の対策本部を中心として、必要な各種対応・対策を講じてまいります。

昨年9月26日より全数届出の見直しが行われ、吉賀町におきましては、令和2年4月から令和4年9月25日までの間の全数届出による感染者数が436人となりました。見直し後の9月26日以降においては、診断を行った医療機関の確認分となり、全ての感染者が住民の方とは限りませんが、本年1月末時点においては、感染者数が553人に達しています。今後も国の動向を注視しながら、引き続き感染症予防対策や感染により療養が必要な方が安心して生活できるための支援を実施してまいります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、ここ数年は横ばいで推移していた出生数が本年度は34人と、昨年度と比較し僅かながら増加する見込みです。従来から実施している子育て支援策の成果によるものと評価しており、今後も安定的な出生数維持に向けて、コロナ禍による生活様式の変化に伴う子育て世代の新たなニーズに対応した相談支援や、施策の充実等

が求められます。このことが実現できるよう、吉賀町子育て世代包括支援センターを核として、関係機関等と連携し、第2期吉賀町子ども子育て支援事業計画に掲げた必要な取り組みを継続してまいります。

また、改正児童福祉法により、令和6年度から子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」を設置することや、児童福祉と母子保健の一体的支援の充実・強化を図る体制を構築しなければならないことから、来年度より準備を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、本年度もコロナ禍の影響により予定していた教室や相談事業等の中止や変更を余儀なくされ、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、そのような状況下においても特定健診受診率は4年続けて50%を超えており、本年度は1月時点で県内第2位の受診率となっています。このことは、町民の皆様の健康づくりに関する意識の向上が大きな要因であると分析しており、この傾向が継続するよう引き続き取り組みを強化してまいります。

本年度は第2次吉賀町いきいき21健康づくり計画の中間見直しに当たり、吉賀町食育推進計画、母子保健計画、自死予防対策行動計画、データヘルス計画の4つの計画を統合し、PDCAサイクルによるしっかりとした検証評価を実施した上で、新たに第3次いきいき21吉賀町健康づくり計画を策定します。引き続き、誰もが心豊かに安心していきいきと安全に暮らせる町を目指して、ウィズコロナ時代に対応し、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に力を入れ、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を実現してまいります。

また、来年度より長引くコロナ禍でストレスや運動不足などが要因とも言われている带状疱疹患者の増加傾向に対する対策として、任意接種である水痘ワクチン・带状疱疹ワクチンの予防接種に要する費用の一部を助成する制度を創設し、健康増進の保持及び経済的負担軽減を図ってまいります。

吉賀町の医療の中心的な役割を果たす六日市病院の存続に向けて、関係機関による協議を重ねてまいりました。六日市病院の公設民営化問題につきましては、これまで長年にわたって六日市病院の運営を行ってきた石州会が、公設民営化後の病院の指定管理者として適当であると判断し検討してまいりました。しかし、石州会を指定管理者とすることについては、経営改善の取り組みや債務の返済問題をはじめとした様々な課題があるという顧問弁護士からの指摘もあり、町としましては、石州会を指定管理者として選定することを断念し、別法人による運営を目指すことにしました。

早期の公設民営化実現に向けて、島根県、益田圏域内の市町や医療機関等とも連携し、取り組みを進めてまいります。とりわけ、医師をはじめとする医療従事者等の確保は最重点課題であり、県をはじめとする関係機関への要請や現在の石州会職員の雇用継続について町からも働きかけを

行う等、医療従事者等の確保に向けた取り組みを強化します。また、吉賀町医療介護従事者確保支援補助金制度の活用等による新たな人材確保にも取り組んでまいります。

地域福祉につきましては、第3期吉賀町地域福祉計画、活動計画に基づき、一人一人の不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備など、住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現を目指してまいります。特に成年後見制度については、一層の利用促進を図るため、本年度から新たに地域連携ネットワークの中核を担う吉賀町成年後見センターを設置し、広報、相談業務の実施、家庭裁判所に推薦するための受任者調整、市民後見人や法人後見の担い手などの育成、後見人へのバックアップ支援などを実施しており、引き続き吉賀町社会福祉協議会と連携し取り組みを進めてまいります。

さらに、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした重層的支援体制整備事業について、吉賀町社会福祉協議会へ委託し、相談体制の充実を中心とした社会福祉法に規定されている他機関協働事業をはじめとした各事業について本格的に展開してまいります。また、来年度も引き続き、生活困窮者対策として、生活保護事務や生活困窮者自立支援制度など従来制度の充実強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、吉賀町障がい者計画の基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまちをめざす」を実現するため、吉賀町障がい者総合支援センター等を活用し、町内外の身体・知的・精神に障がいのある方々が、就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスを総合的に利用でき、地域生活支援拠点施設となるよう、指定管理者であるNPO法人よしかの里等との連携強化を図ってまいります。

さらに、来年度より若年層のひきこもり対策として、社会復帰するためのトレーニングであるSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）の実施やひきこもり事例検討会等をNPO法人よしかの里へ委託し、相談事業の充実強化を図ってまいります。また、前述した吉賀町成年後見センター等の機能を生かし、障がい者差別の解消や権利擁護に向けた支援の充実を目指します。

高齢者福祉につきましては、これまでの日常生活圏ニーズ調査の結果に基づき、住み慣れた自宅や地域においての自立した生活が継続できるよう、百歳体操やふれあいサロン等の高齢者の健康づくりや介護・認知症予防の集いの場の拡充、栄養状態維持改善のための配食サービスの充実、見守り体制の整備、社会参加の生きがい対策の推進を来年度も引き続き図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から新制度移行により、県内市町村の財政基盤強化が図られ、安定した保険運営が行われており、国保市町村事務処理標準システムも順調に

稼働しています。

このような中、国民健康保険法等の改正が行われ、来年度から出産育児一時金が増額され、子育て世帯への支援を公費負担で実施します。また、本町の国保保健事業の取り組みでは、被保険者の皆様の御理解・御協力により、特定健診受診率はここ数年、県内でも上位に位置しており、そのような点が評価され、国からの保険者努力によるインセンティブ交付金も増加しています。この財源等を活用し、来年度も引き続きAIを活用した特定健診個別勧奨や特定健診自己負担額無料化、大腸がん検診の自己負担額も無料化をします。国民健康保険税率の見直しも視野に入れ、さらなる健診受診率向上及び疾病の早期発見・早期治療による医療費抑制と健康増進につなげてまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、令和6年度より島根県後期高齢者医療広域連合の事業として、人間ドック等の助成事業が終了することから、来年度より健康診査事業の対象者が拡充され、生活習慣病等で服薬されている方も健康診査受診者の対象となります。島根県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、今まで受診することができなかった方々へのアプローチを積極的に実施し、受診率向上を目指してまいります。

また、来年度から島根県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施いたします。まずは、吉賀町高齢者の課題の一つである低栄養、口腔ケアについて、健診の場などを活用して教室や個人相談、面談等を行い、改善に向け展開してまいります。

介護保険事業につきましては、一時深刻であった町の介護保険財政も基金積立てが可能となり回復に転じてまいりました。来年度も引き続き介護給付費適正化を進めつつ、従来から実施している介護予防事業の充実強化に加え、ケアプラン点検の実施、在宅医療・介護連携等を図り、安定した介護保険事業の運営を目指してまいります。

また、来年度は第9期介護保険事業計画を策定する年に当たります。計画策定に当たりましては、島根県や圏域内保険者をはじめとした関係機関との連携はもとより、人口動態や要介護認定者数の推移等から必要なサービス種別や介護保険料との調整を行いつつ、将来にわたり安定した生活を構築できるよう、医療・介護など日常生活の支援を提供する地域包括ケアシステムをより一層強化してまいります。

次に、「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」についてであります。

農業振興対策につきましては、農業従事者の高齢化・担い手不足により農地の荒廃化が進み、農地を良好に保全していくことが困難になりつつあります。また、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景として、食料自給率の向上や食料安全保障の強化への期待が一層高まっています。

本町においても、持続可能な農業構造の実現に向けた取り組みがますます重要となってきました。

り、農業経営を継続し、安定させる施策が必要と考えています。そのため、本年度中に策定する予定の吉賀町農業振興ビジョンを第2次吉賀町まちづくり計画の農業振興に係る部門計画と位置づけ、本町が目指す農業の将来像を実現するために各種取り組みを進めてまいります。

主食用米については、取引価格が幾らか回復傾向にあるものの、令和元年の水準までには戻っておらず、資材費等の高騰により米の生産コストはさらに増加し、生産者の経営を圧迫することが懸念されます。そのため、収益性の高い水田園芸への転換に向けたさらなる取り組みの推進が重要となってくるとともに、低コスト生産、担い手確保、産地化の推進も強化する必要があります。

水田園芸の取り組みにつきましては、本年度に引き続き農産物物流強化のために集出荷を行う事業者には販売経費の一部を支援し、持続可能な流通体制を構築して集出荷しやすい体制づくりを目指します。

また、昨年度から実施している農地耕作条件改善事業について、本年度基地局を整備し、自動走行農機等のシステム導入を図りました。今後においては、さらなる水田農業の労力の縮減と縮減された労力を活用した水田園芸の取り組みの推進を図ってまいります。

国においては、みどりの食料システム戦略を打ち立て、有機農業の取り組み面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することや化学農薬の使用量50%低減等の目標を掲げました。本町も有機農業推進協議会を中心に、関係機関と連携体制を構築しながら、面積拡大に向け取り組みを進めているところです。来年度早々には、吉賀町としてオーガニックビレッジ宣言をし、さらなる取り組みの強化を進めてまいります。

担い手の確保や今後の地域農業をどうするかといった課題につきましては、これまで人・農地プランの実質化に向けて話し合いを進めてまいりました。本年4月1日より地域計画として法定化されることにより、各地域の農業の将来のあり方や農用地の効率的な利用を図るため、公民館単位で計画を策定してまいりたいと思います。また、本年度、先行して七日市地区を選定し、営農検討委員会を立ち上げて話し合いを進めていますが、ほかの地区においても来年度以降話し合いを進め、広域的な取り組みや集落営農による取り組みも視野に入れ、農地保全の体制づくりを構築します。この体制づくりを進めるため、日本型直接支払制度を活用した農業・農村の多面的機能の維持を図る取り組みへの支援も引き続き実施してまいります。

また、これまで同様、国や県の事業を最大限活用しながら、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半X等、多様な形態による就農者の育成・確保、認定農業者等への支援により担い手の経営強化に取り組めます。

農業基盤整備事業は、県営により取り組みを進めます。具体的には、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業、県営農地中間管理機構関連農地整備事業で吉原・坂折地区の事

業を推進するとともに、島根県と連携しながら新たな要望箇所の事業化等を進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、昨年、島根県で初となる豚熱による野生死亡イノシシが本町で確認され、これまで16例の感染が確認されています。人に感染することはないものの、引き続き早期発見のための監視を強化してまいります。

また、イノシシの販売・譲渡が禁止されているため、そのことが狩猟者にとって捕獲意欲の減退につながり、農作物の被害が今後拡大していく懸念もあるため、狩猟クラブや関係機関と捕獲体制について協議をしております。また、サル被害に加えシカが目撃も増えており、今後は林業被害防止対策も強化していく必要があります。さらに、ツキノワグマの錯誤捕獲や里山付近での目撃も依然としてあり、引き続き、動物用GPS発信機や暗視カメラなどを活用した生息行動調査を強化してまいります。そのほか、地域や個人が実施する鳥獣の被害防止対策に対する助成も引き続き行ってまいります。

今シーズン世界的に鳥インフルエンザの流行が見られ、国内においても昨年、一昨年を上回るペースとなっています。町内においても農場の消毒等対策は徹底されていると聞いておりますが、万が一の発生時には迅速な防疫措置がとられるよう、関係機関と連絡体制等を再度確認し対応してまいります。

「つなぐ棚田遺産」に認定されている大井谷の棚田につきましては、昨年8月の豪雨により展望公園につながる遊歩道が被災したため、来年度災害復旧工事を行います。引き続き、棚田の有する多面的な機能に対する一層の理解の促進を図るためにも、今後も地域と一緒に積極的な維持・保全に向けて取り組みを行ってまいります。

林業振興対策につきましては、森林環境譲与税を活用した事業を主体に取り組みを進めてまいります。地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成事業につきましても、昨年度から森師研修制度の取り組みを行っていますが、来年度も引き続き採用を予定しており、林業就業者の育成と確保を図り、貴重な森林資源の有効活用を推進してまいります。また、広葉樹の活用やJクレジットの活用についても検討してまいります。

林業専用道の整備につきましては、県営で整備する幸地立河内線について、全体計画6,860メートルのうち、測量設計を終えた280メートルが工事発注されており、さらに来年度300メートル分工事着手を予定していると伺っています。また、団体営（町）で整備する林業専用道幸地立河内支線につきましては、来年度400メートルの工事発注を計画しています。引き続き事業完成に向け、地元関係者、島根県と協議しながら進めてまいります。

また、本年度から森林施業の推進、効率化はもとより、山地災害の防止機能及び維持管理性の向上を図るため、林道舗装事業にも取り組んでいます。路線は麦山線2,000メートル、滑峠線6,000メートル、事業費約3億5,000万円で、事業期間は令和7年度までの計画として

います。

商工振興対策につきましては、小規模事業者等への支援、起業・創業者への支援、住宅改修支援事業補助等を本年度に引き続き行ってまいります。その他、プレミアム商品券発行事業につきましても、来年度3,000セット分の助成を行います。また、本年度より独自の支援策として始めた移動販売事業に係る経費の一部を支援する取り組みにつきましても、引き続き行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしました。本町においても、これまで4回の緊急中小企業者等事業継続支援金や3回のおよしか振興券の発行等経済対策支援策を行いました。

国においては、5月にも新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行する方針であり、経済活動の回復に期待するところですが、コロナ禍前の状況に戻り切れていない中での移行であり、また燃料高騰による影響もあり、引き続き関係機関と連絡を密にし、町内における経済状況を注視してまいりたいと思います。

また、SDGs等、時代に即した持続可能な産業振興を進める上では、官民一体で進める必要があります。全産業を網羅するコンソーシアム（協議体組織）等の設置について引き続き検討してまいります。

町内企業における労働者の確保は重要な課題となっています。吉賀町人材確保定着推進協議会を中心として、本年度も採用活動の支援、学校と連携したインターンシップ（社会に出る前に仕事の場を体験してみる）や、企業ガイダンスなどを実施し、課題解決に向けて取り組んでいきます。

従業員の住居の確保につきましては、空き家や公営住宅、民間住宅等の町内の住宅資源を活用し、企業のニーズに即した対応を進めてまいります。民間賃貸住宅建設補助金については、来年度も引き続き実施し、民間資金を活用した賃貸住宅等の建設の促進を図ります。

特定地域づくり事業についても、引き続きニーズについて調査を行ってまいります。

観光振興につきましては、徐々にではありますが道の駅などの利用者が回復しつつあります。来年度はたくさんのイベントも開催できることが期待できます。株式会社モンベルとの連携及び情報発信、マツダスタジアムで開催されるわがまち魅力発信隊イベント並びにサンフレッチェ広島フレンドタウンイベント、ふるさと島根フェアなどへの参加、きん祭みん祭農業文化祭をはじめとした町内イベントの再開に向けて調整していきたいと考えています。

また、廿日市市、津和野町、吉賀町で構成される津和野街道交流協議会につきましては、本年6月にセレモニーを行うよう協議を進めています。山陽での吉賀町の知名度アップに期待しているところです。

本年度におきましては、町の魅力を広く情報発信し知名度向上を図る等を目的として、吉賀町ふるさと応援大使を3名の方に委嘱しました。引き続き情報発信を行っていただきながら、町や地域団体と連携した地域のスポーツ・文化イベントの実施等を行います。

健康増進交流促進施設「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」及び老人福祉センター「はとの湯荘」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用客等の低迷から、回復傾向になってきました。今後もアフターコロナに向けて、交流人口の中心となる施設として期待するところです。また、両施設とも来年度で指定管理期間の最終年度となります。次の期間の指定管理者の選定に向けて、事務を進めてまいります。

次に、「人と歴史を大切に暮らせるまちづくり」についてであります。

教育の振興につきましては、昨年3月に策定された第2期吉賀町教育振興計画にのっとり、「ふるさとでの学びや体験をもとにした明日の吉賀町を支える人材の育成」を基本理念に進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、本年度から進めております中学校の特別教室への空調設備の整備を行い、全小中学校の全教室への空調機の設置を完了させます。また、本年度実施した法定検査の結果に基づき、今後の施設改修のスケジュールを財源の確保も含めて決定し、学習における施設環境の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本年度、蔵木小学校の仮校舎として利用した旧蔵木中学校施設につきましては、地域を代表する皆様と今後のあり方についての協議を行ってまいります。蔵木公民館の機能移転を含め、地域にとってより効果的な利活用ができるよう、その動きを加速してまいります。

教育の情報化につきましては、老朽化した電子黒板の更新を順次進めることとし、国による学習者用デジタル教科書の実証事業にも取り組んでまいります。また、引き続き、複式学級対応の非常勤講師や特別支援教育支援員を配置することにより、学校における学習環境を整えるとともに、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけについて、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

吉賀高等学校の支援につきましては、「小さな学校で大きな夢を」の実現につながる取り組みを引き続き進めてまいります。サクラマス交流センターや公設塾の運営のほか、各種支援事業を継続します。さらに、交流研修センターを活用し、県外生徒をはじめとした通学困難な生徒を対象とした新たな受け入れ施設を整備してまいります。

第2期として取り組みを進めておりますサクラマスプロジェクト事業につきましては、大人の人材育成のプロジェクトとしても取り組みを続けております。子どもを取り巻く環境の変化は目まぐるしく、また想像を超えることが多くなってきております。そのような中で自ら考え、判断し、生き抜いていくたくましさが求められる子どもたちにとって、そこに関わる大人の存在は、

これまで以上に重要なものとなってきております。大人自身が学び続けることが重要であり、子どもたちにそのような大人の姿を見せる機会や体験を通じた学びの機会を創出し、学校・家庭・地域全体が連携・協働し取り組んでいくことができるように、世代を超えた多様な学びを通じた人材育成を推進してまいります。

読書活動の推進につきましては、町立図書館や移動図書館車の活用や取り組みの充実、学校図書館における司書研修や蔵書の充実など、多世代の人がアナログである書籍のよさに触れる機会の創出に向けて取り組みを進めてまいります。

人権教育につきましては、人権教育研究推進事業の指定校として柿木小学校が指定されます。島根県をはじめ関係機関と連携を図りながら取り組みを進め、その成果の還元を目指します。また、吉賀町人権施策推進基本方針について、第2次改定に向けた事務を進めてまいります。

社会教育につきましては、令和12年（2030年）に開催される「島根かみあり国スポ・全スポ」に向けて、令和6年度に実施される中央競技団体による視察の受け入れについて、関係機関、関係団体と連携を図りながら準備を進めてまいります。

「第18回よしか・夢・花・マラソン大会」につきましては、全体の参加人数を1,000人規模とした上で、4月30日（日曜日）に開催することを実行委員会において決定いたしました。今大会では、吉賀高等学校が全校を挙げてスタッフやランナーとして参加し、大会を盛り上げていただけるとお伺いしております。現在、4年ぶりとなる大会に向けて準備を進めているところでございます。

また、昨年、ふるさと応援大使として委嘱しました朝原宣治氏をお招きし、スポーツの振興に向けた事業に取り組むとともに、よしか・夢・花・マラソン大会のゲストランナーとして参加していただきます。

文化財保護につきましては、引き続いて説明板等の設置を進めるとともに、文化財審議委員会と連携を図りながら保護活動に努めてまいります。

また、文化振興につきましては、森英恵氏、澄川喜一氏2名の文化勲章受賞者を輩出した町に誇りを持ち、文化芸術活動を促進していきます。

島根県芸術文化センター「グラントワ」、山口県民文化ホールいわくに「シンフォニア岩国」、UBEビエンナーレなどと連携し、吉賀町の子どもたちの芸術文化に触れる機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

ゼロ予算事業の「ランチミーティング」につきましては、これまで2回実施したところですが、「ストリートピアノ」につきましては、実施に至っておりません。それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響により思うようにできていないというのが実情ですが、今後状況を見ながら実施していきたいと考えております。

次に、「協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

公民館を拠点とした地域づくりの推進につきましては、自立した人々たちによる持続可能な地域の実現に向け、全館において公民館主事を1名増員し体制強化を図ってまいりました。特に公民館主事においては、より質の高い専門人材へと成長し、活躍を期待できるように研修内容も充実してまいります。

こうした新たな体制の下で、コロナ禍で自粛しがちであった住民同士のつながりの再生を促進し、引き続き「学び」を通じた「人づくり・地域づくり」の視点に立ち、各公民館を拠点とした社会教育と自治振興機能の強化に努めてまいります。また、公民館はもとより、行政内部や島根県、社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、地域における住民が主体となった地域づくりへとつながるよう取り組みを進めてまいります。

公民館施設につきましては、機能移転を実施した七日市公民館において、旧施設を解体の上、跡地に駐車場を整備することで利便性向上を図ります。

自治会活動につきましては、感染症の拡大と人口減少が進む地域などにおいて、活動の停滞が見受けられます。また、集会所の廃止についての相談もあり、集落自体が形をなさなくなる懸念もあります。今後は、小学校区単位や公民館区単位での活動が主となっていくことを想定しながら、新たな交付金制度の算定等について具体化するなど準備を進めてまいります。

旧六日市医療技術専門学校校舎につきましては、解体撤去の方針から、町で譲り受けて活用することとしました。公募等を行った結果、4月1日より地域再生推進法人の指定を受ける予定の一般社団法人高津川てらすへ無償貸与することとしています。多様な人々が集う交流拠点として活用されるとともに、民間企業等とのサービスと連携することで、官民共創による「新しい公共」が活動する場になることが期待されます。今後も、この法人と連携しながら、第2期総合戦略などに示す事業等に取り組んでいきたいと考えています。

本年度、第3次吉賀町男女共同参画計画を策定しました。本計画の策定に当たっては、多様な立場や年代の方から様々な御意見を頂きました。中でも昨年度に実施したジェンダー平等に関する中高生アンケートにおいて、「若者の意見をもっと聞くべき」という多くの回答があり、吉賀高等学校生徒の有志と策定委員とのワークショップ「ミライを語りませんか」を企画・開催したことは、本計画の策定に当たり大きな影響を与えました。この若い世代をはじめ誰もが住み続けたい町を目指すため、ジェンダーギャップの解消を掲げた計画を策定しました。いまだ社会に残る男女格差に挑むことは、人権と多様性を尊重するまちづくりには欠かせません。本計画が、町に関わる全ての人に愛され、着実に実行されるよう取り組んでまいります。

従来での町政座談会形式においては、その手法についていろいろな御意見を頂いていました。本年度は、より自由に意見を述べやすい環境づくりを大きな目的として、各公民館単位で開

催される吉賀町社会福祉協議会による地域支え合い会議に、私以下管理職を中心に参加し意見交換を行いました。従来よりも町民の生の声を聴けるよい機会となったと思われますので、来年度についてもこの方法で実施できるよう調整していきたいと考えています。

最後に、「行財政対策」についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、納付期限内に納付している町民の皆さんに不公平が生じないように徹底した滞納整理を実施します。徴収については、徴収担当職員及び各債権担当者の連携による徴収対策に努めます。滞納者に対しては、早期から文書による督促催告、実態調査及び訪問による納付交渉を行い、滞納発生の抑制と速やかな解決を図ります。

また、調査の結果やむを得ないと認める場合は、分納など柔軟な対応を行う一方、資力があるにもかかわらず履行のない悪質滞納者については、差押え等強制執行により積極的な滞納処分を行い滞納金額の縮減に取り組んでまいります。その他、滞納の解消に結びつく有効な対策については、県や他自治体の事例などを参考に、債権共同徴収対策委員会での協議を行い全庁一丸となって対応を進めてまいります。

職員の人材育成につきましては、吉賀町人材育成基本方針で定める職員像の「自らが主体となって行動する職員」を目指し、職員が地域の一員として意識を強く持ち、住民との対話・活動により地域の現状を的確に捉え、様々な課題を自ら発見し、主体性を持って行動する職員を育成してまいります。

人事及び組織機構につきましては、職員の定年引上げ制度の導入に伴い、中期的な視点で定員管理のありようについて検討してまいります。また、益田地区広域市町村圏事務組合に引き続き職員1名を派遣します。

行財政改革につきましては、第4次行政改革計画・財政健全化計画に基づき、行財政改革推進本部を中心に7つの委員会を推進主体として取り組みを進めます。並行して行政改革推進委員会や議会の皆様の意見を聴きながら着実に進めてまいります。

財政運営につきましては、第2次吉賀町まちづくり計画や第2期吉賀町総合戦略、さらには公共施設等総合管理計画等の各種計画との整合性を図りつつ、財政健全化計画の基本方針である「自立し、持続可能で、透明な財政運営」の確立を目指します。

ふるさと納税につきましては、令和3年が397件、1,139万円、令和4年が365件、745万円となっており、コロナ禍の影響もあって前年実績を下回る結果となりました。そのことは真摯に受け止めなければなりませんし、検証し対策を講じる必要があると考えています。こうした状況ではありますが、来年度の目標を本年度と同額の1,300万円と定め、取り組みを進めてまいりたいと思います。

企業版ふるさと納税につきましては、旧六日市医療技術専門学校施設を活用した新たな取り組

みに資するべく進めてまいります。見込みが立った段階で御報告させていただくこととします。

以上が、第2次吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。

次に、「地方創生対策」について申し上げます。

本年度から第2期吉賀町総合戦略に基づく事業に取り組んでいます。2060年（令和42年）の吉賀町の人口目標を4,400人とし、「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に挑戦します」を基本理念に4項目の基本目標を掲げています。

この目標値を達成することは容易ではありませんが、人口問題を克服するための重要な5年間と捉えています。なお、昨年7月に地方創生アドバイザーに御就任頂いた吉長成恭先生からの御指導・御助言を頂きながら、官民連携をはじめとした地方創生対策を進めてまいります。

総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、「暮らしの基盤となるしごとをつくる」事業に対して2億6,800万円、「暮らしの場として多くのひとに選ばれる」事業に対して9,400万円、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業に対して4,700万円、「だれもが住みやすいまちをつくる」事業に対して3億2,800万円、総額で7億3,700万円の予算を確保いたしました。

それでは、令和5年度当初算案の概要について申し述べます。

令和5年度当初予算の編成に当たっては、まちづくり計画や総合戦略に基づく重点事業を推進するとともに、行政改革計画・財政健全化計画に基づき、持続可能で安定的な財政基盤の構築に努めました。また、地域医療確保のために単独財源となる補助金について10%の削減目標を立て、総額で2,583万9,000円を地域福祉基金に積み立てました。また、本定例会に上程しております特別職の給与の特例に関する条例が可決しましたら、その減額分についても地域福祉基金に積み立てを行います。

その結果、令和5年度一般会計におきましては、本年度当初予算比で4.5%増の76億900万円の予算規模となりました。また、5本の特別会計と上下水道事業会計の総額は30億5,400万円となり、一般会計・特別会計・上下水道事業会計を合わせた予算総額は106億6,300万円となったところであります。

提出議案についてであります。

今定例会に上程しますのは、報告事項が1件、議案につきましては、一部事務組合理約の変更に係る案件が1件、指定管理者の指定に係る案件が1件、条例の制定・一部改正・廃止に係る案件が16件、一般会計・特別会計及び上下水道事業会計に係る補正予算と当初予算が10件の合計28議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、上程の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせますので、御理解を頂くとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

以上、令和5年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時18分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第1号保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を発議者より求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第1号につきまして読み上げて提案をさせていただきたいと思っております。

発議第1号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としましては、様々な発達段階の子どもたちの健やかな成長と発達を支え、安全な保育を実施できる環境を整えるためとしております。

裏を見ていただきまして、保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）。

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するために、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手確保が求められています。

全国の保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいます。さらに、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育の現場でも徹底した衛生管理が必要となるなど、発達段階の異なる一人一人の触れ合う時間が奪われています。こうした業務の常態化は、保育士の確保と定着を困難にしています。

国は、省令で保育士の配置基準を定めていますが、多様な保育ニーズや現場の困難に十分対応できていない状況にあります。国の配置基準は、保育士1人に対しゼロ歳児で子ども3人、1歳と2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児と5歳児は30人とされています。これでは子どもの

安全に目を配ることは難しく、保育所と保育士の努力で保育士を補い、子どもたちの安全を保っている現状があります。

地方自治体によっては、独自の基準を設け保育士配置を上乗せしているところもありますが、財源は各自治体の負担です。コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置を増やす必要があります。

国会並びに政府におかれましては、こども家庭庁が創設されるいま、こども政策の基本理念である「全てのこどもの健やかな成長」を確かなものとするため、必要な財源を十分に確保し、子どもたちの健やかな成長を支える質の高い保育サービスが提供できる保育士の配置基準へ見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）であります。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

これより提出者に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

お諮りをします。本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第7. 報告第1号

○議長（安永 友行君） 日程第7、報告第1号議会委任による専決処分の報告についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第1号議会委任による専決処分の報告についてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

処分書つけておりますが、詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、報告第1号につきまして説明をさせていただきます。

専決処分書を見ていただきますと、損害賠償の額を定めることについてというところで、1つ、損害賠償の額24万9,986円、2つ目、損害賠償の相手方といたしまして、吉賀町在住個人、3つ目といたしまして、事故の概要、令和4年9月19日午後10時頃、六日市橋付近の町管理駐車場において、台風第14号における強風により駐車場の看板が破損し、駐車しておりました相手方車両に接触し損傷をさせたものというものでございます。

まず、事故の概要欄で書いております六日市橋付近というところですが、こちらから行きますと六日市の農協さんの隣のところ、ちょうど国道にこちらから行くと出口になるところ、その右側に、今は看板を外しておりますので鉄骨のみの状況になってはいますが、それまでは片面には旧六日市町の地図、片面にはむいかいち温泉ゆ・ら・らの文字が大きくのっていたものがあったかと思えます。それが台風強風により剥がれて、その前にとめていた車に接触をしたというものでございます。

事故発生後、相手の方、それから中に入ってくださいました保険会社さん、そうした方々と協議を進めてまいりまして、結果として、この損害賠償の額24万9,986円ですけれども、車の修理代ということになります。そちらのほうをお支払いをするということで示談が成立をいたしました。これが1月5日ということでございます。こうした内容がありましたので、報告をさせていただきます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

報告ではあります但し質疑は許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいま説明を頂いたところでいきますと、ゆ・ら・ら、また六日市町の地図の続けてあったものということで、吉賀町が設置した看板だろうというふうに思いますが、ほかにも通常の駐車スペースの周りに看板等もございしますが、その他のところの看板の状況、これらについて、定期的に点検をするとかそういうような仕組みというのは、今町としてどのようになっているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 町が設置しております看板の類いですが、町内にいろいろとございます。これについて全庁統一したルールを持ちまして、その点検作業であったり、そうしたものは現在のところはいたしておりません。それぞれ所管する部署において対応をお願いして

いるという、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の9番議員のお話とちょっと違うんですが、あの看板というのはかなり昔から立っております。私は30年ぐらい経っているんじゃないかと思うんですが、看板自体が町が責任を持つべきなのかどうかというところなんです。というのは、看板が町が本当に立てたかどうか私分かりませんが、観光協会とかああいうふうなところがやったという可能性はないわけですか。それと今私が言いましたように、30年も経っているものを今まで放置してあったというのが、不思議なといえば不思議なんです。もう少し今言われましたような管理体制ですね、その辺のことも今からのこともありますのでお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、その看板の所有者の件を最初にお答えしたいと思います。

これにつきましては、結果的に役場の職員、OBですけれども、その方の記憶というところが一番大きかったんですが、当時、いわゆる業者さんがそうした看板を立てませんかという提案を頂いて、設置する部分の一部の補助を町が補助をする。さらには、業者さんがそれはされたようですけれども、いわゆる看板の広告ですね、広告を出すために広告料を受け取られて、町が設置費の補助する部分と広告料を持ってそこで設置をして、敷地は町の町有地ですので、そして以降は町のほうがそれを引き継いでいるという、こういうことが分かりました。そうやって、これは町の所有物であろうというふうに判断をしているということです。

それから、後段の管理の部分です。おっしゃられるとおり、あの看板に限って言えば、例えば年1回現場へ行って見ていたかという、そうした部分については、いたしておりませんでした。そうした部分でいいますと、管理が十分であったかと問われれば不十分であったというふうに答えざるを得ないというふうには思っています。

先ほどの質問にもありました、そうした町が持つておる施設、看板の類い、看板もそうですし様々なものがありますけれども、そうしたものについては、今すぐにこうしたルールで行うというものは持ち合わせておりませんが、現在のところでは各所管においてしっかり適切な管理を心がけていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 分かりました。それから、壊れた看板、今鉄骨だけ残っておりますが、あの看板が結構、自分が見とつても、車がとまってあの看板を見られておる方がおられました。今後、どこにもああいう地図が、役場の前に小っちゃいのがあるかと思うんですが、あ

そこ結構目立つところに大きな看板があつて、結構いいものかなと思ったんですが、あれをまた修理ということもないですが、ああいうものをまた立てるかどうか、その辺の予定はどのようになっておりますか。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうした町内の、吉賀町の案内をする地図というようなものを示した案内板を新たに設置するかどうかというところですが、今のところそうした予定は今は現段階ではございません。今の状態として鉄骨のみが立っている状況になります。これについては考え方としては、その鉄骨部分を撤去するというふうに今は考えております。一方では、観光という部分もあります。

もう一つは、あそこがちょうど三差路になりまして、ちょっと交通の支障になるという面も実はありまして、そうしたところ。それから、今の鉄骨を再利用できるかどうかというところもあったりして、そこは細かく調査はしていませんが、今回のこの際という表現はどうかと思いますけども、あの鉄骨については撤去をするという考え方で今後は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はこれで終わります。本件は報告をもって終了といたします。

日程第8. 議案第1号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第1号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第1号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

第1条、令和4年度吉賀町下水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和4年度吉賀町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款下水道事業収益、第2項営業外収益でございますが、1億6,565万5,000円に8,908万7,000円を追加し、2億5,474万2,000円。支出でございます。款1下水道事業費用、第1項営業費用1億8,893万2,000円に8,647万8,000円を追加し、2億7,541万円でございます。

第3条、予算第4条、本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,129万2,000円は、引継金100万円、当年度分損益勘定留保資金5,029万2,000円で補てんするものとする。」を「支出的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億329万2,000円は、引継金257万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億71万8,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款資本的収入、第2項出資金9,000万円から5,200万円を減額しまして3,800万円。

第4条、予算第4条の2「未収金及び未払金の金額は、それぞれ991万1,000円及び810万4,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ166万1,000円及び1,506万5,000円である。」に改める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうから詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第1号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、今回の補正に至りました理由から御説明をさせていただきたいと思っております。今回の補正につきましては、今年度、下水道の両事業、公共下水道、それから農業集落排水、この2事業を公営企業会計へ移行いたしました。その時点で固定資産、減価償却費等に影響してきますけれども、が確定をされておりました。今回確定をいたしました結果、再計算いたしますと、減価償却費それから長期前受金戻入れのそれぞれの額が過小計上となっており、3条予算の他会計補助金もそれに合わせる形で過小となっておりました。現在のままでは3条予算、つまり損益計算書が大きく赤字になってまいりますので、4条予算の出資金の中から、つまり出資金と申しましても一般会計からの繰入金でございますけれども、3条予算の他会計補助金への組み替えを行い、3条予算の収支を増額をし、収支を調整するものということで御理解を頂きたいと思っております。

なお、その結果、4条収支の額が不足となる場所につきましては、引継ぎ金及び当年度の損益勘定留保資金等で補填をしていくという考えに基づくものでございます。

そういたしますと、説明書を進んでいただきまして5ページをお開き頂きたいと思っております。収益的収入及び支出の表を載せておられますとともに、一番下には資本的収入及び支出の収入の表を載せているものでございます。

まず、収入のほう、収益的収入及び支出の収入です。一番上の表を御覧を頂きたいと思っております。

款の1下水道事業収益といたしまして、項の2営業外収益、目の1他会計補助金でございます。予算額が1億1,513万円に対しまして、補正額が5,200万円。よって、1億6,713万円になるものでございます。その下でございます。目の2長期前受金戻入でございます。予算額が5,052万円に対しまして3,708万7,000円を補正をいたしまして、8,760万7,000円となるものでございます。その内訳につきましては、国庫補助金、県補助金、工事負担金等々が以下のように変化するものでございます。

続きまして、支出金でございます。款の1下水道事業費用の項の1営業費用、目の5減価償却費でございます。当初予算1億1,870万5,000円に対しまして8,847万8,000円を追加をし、2億518万3,000円とするものでございます。減価償却費の内訳につきましては、建物の減価償却費、それから構築物の減価償却費、それから機械及び装置の減価償却費というものでございまして、お読み取りを頂きたいと思えます。

そうしまして3条予算のほうが大きく赤字になってまいりますという話をさせていただきました。そのものにつきましては、資本的収入及び支出でございますけれども、一番下の表でございます。款の1資本的収入の項の2出資金、目の1他会計出資金でございます。出資金という名前になっておりますけれども、先ほど申しましたように、これは一般会計からの繰入金。他会計補助金というふうに申しますけれども、下水道の場合には、この資本的収入につきましては出資金という名前にしております。この分につきましては、当初が9,000万円であったものが5,200万円を減額をいたしまして3,800万円。この5,200万円を3条収支のほうに振り分けるというものでございます。

それから、1条の本文のほうの4条、一番下の4条でございます。予備費4条の2「未収金及び未払金の金額は、それぞれ991万1,000円及び810万4,000円である。」を、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ166万1,000円及び1,506万5,000円である。」に改めるというふうに書いてございます。この分につきましては、未収金の額及び未払金の額を改めるものでございまして、未収金、未払金につきましては、4月1日以降の会計移行に伴い、会計が打ち切ることになっております。これまでは出納の調整期間があるんでございますけれども、公営企業会計のほうへ移行しましたので3月31日で打ち切られてしまいます。ここの部分におきまして、未収金つまりは入ってくるべきお金も入ってこなくなる。それから、払わなきゃいけないお金も払えないということで、未払金、未収金のほうに計上しておりましたものを、今回確定をさせていただいて改めて計上させていただいたというものでございますので、御理解を頂きたいと思えます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第8、議案第1号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第9. 議案第2号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第2号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第2号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）であります。

令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,628万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,245万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の補正は、第4表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款3利子割交付金、項1利子割交付金71万円から25万2,000円を減額いたしまして45万8,000円。

款4配当割交付金、項1配当割交付金176万3,000円に124万8,000円を追加し、301万1,000円。

款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金894万7,000円に68万9,000円を追加し、963万6,000円。

款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1億3,859万9,000円に1,049万6,000円を追加し、1億4,909万5,000円。

款8環境性能割交付金、項1環境性能割交付金415万4,000円から87万2,000円を

減額し、328万2,000円。

款10地方交付税、項1地方交付税36億413万7,000円に4,948万4,000円を追加し、36億5,362万1,000円。

款14国庫支出金、項1国庫負担金4億3,746万8,000円から1,839万5,000円を減額し、4億1,907万3,000円。2国庫補助金7億2,713万2,000円に1,520万7,000円を追加し、7億4,233万9,000円。

款15県支出金、項1県負担金2億1,410万8,000円から632万6,000円を減額し、2億778万2,000円。2県補助金2億7,421万8,000円から1,060万8,000円を減額し、2億6,361万円。

款17寄附金、項1寄附金2,301万円から500万円を減額し、1,801万円。

款18繰入金、項2基金繰入金4億6,804万円から1億4,642万9,000円を減額し、3億2,161万1,000円。

款20諸収入、項5雑入3,325万3,000円、これに147万1,000円を追加し、3,472万4,000円。

款21町債、項1町債10億6,154万6,000円に1,300万円を追加し、10億7,454万6,000円。

これに伴います合計でございますが、歳入合計81億1,874万1,000円から9,628万7,000円を減額し、80億2,245万4,000円となるものでございます。

3ページからは歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費9億7,070万6,000円から1,384万円を減額し9億5,686万6,000円。

款3民生費、項1社会福祉費11億8,250万3,000円から628万1,000円を減額し、11億7,622万2,000円。2児童福祉費5億6,140万5,000円から2,337万1,000円を減額し、5億3,803万4,000円。3生活保護費9,033万9,000円から386万1,000円を減額し、8,647万8,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費4億6,998万8,000円から385万1,000円を減額し、4億6,613万7,000円。2清掃費1億8,236万2,000円に19万7,000円を追加し、1億8,255万9,000円。3水道事業費1億4,814万2,000円、増減なく同額でございます。

款5労働費、項1労働諸費518万4,000円から60万円を減額し、458万4,000円。

款6農林水産業費、項1農業費4億960万9,000円から3,343万1,000円を減額し、3億7,617万8,000円。2林業費3億3,264万1,000円から673万1,000円を減額し、3億2,591万円。

款7商工費、項1商工費2億4,143万3,000円から515万3,000円を減額し、2億3,628万円。

款8土木費、項1土木管理費2億8,594万1,000円から215万8,000円を減額し、2億8,378万3,000円。2道路橋梁費2億8,437万3,000円に4,300万円を増額し、3億2,737万3,000円。5住宅費1億8,024万8,000円から360万円を減額し、1億7,664万8,000円。

款9消防費、項1消防費2億9,131万2,000円から1,055万2,000円を減額し、2億8,076万円。

款10教育費、項1教育総務費2億8,409万3,000円から1,223万8,000円を減額し、2億7,185万5,000円。2小学校費3億2,055万1,000円から836万3,000円を減額し、3億1,218万8,000円。続きまして、3中学校費1億1,193万円から499万6,000円を減額し、1億693万4,000円。4社会教育費1億7,564万1,000円から45万8,000円を減額し、1億7,518万3,000円。5保健体育費7,245万9,000円、増減なく同額でございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費2億1,375万8,000円。2公共土木施設災害復旧費1億7,521万円、4その他公共施設災害復旧費500万円、いずれにつきましても増減なく同額でございます。

これに伴います歳出合計でございます。81億1,874万1,000円から9,628万7,000円を減額し、80億2,245万4,000円となるものでございます。

5ページは、第3表繰越明許費でございます。6ページにわたっておりますが、ここでは事業名と金額だけ申し上げたいと思います。

基幹系システム運営管理費528万円、子育て世代包括支援センター事業費400万円、農村地域防災減災事業費154万3,000円、林業振興総務費687万8,000円、林道新設改良補助事業費1億2,946万9,000円、道路新設改良単独事業費3,155万6,000円、橋梁新設改良補助事業費7,115万8,000円、事務局施設整備事業費591万7,000円、中学校施設整備事業費4,348万9,000円、交流研修センター管理費485万9,000円、現年単独災害復旧事業費の農地災害復旧費であります655万5,000円、現年補助災害復旧事業費、農業用施設災害復旧費であります4,000万円、現年単独災害復旧事業費、農業用施設災害復旧費6,546万8,000円、現年補助災害復旧事業費、林道災害復旧費4,000万円、現年単独災害復旧事業費、林道災害復旧費3,247万4,000円、現年災害復旧事業費、道路橋梁災害復旧費7,025万円であります。6ページに入りますが、現年単独災害復旧事業費、道路橋梁災害復旧費で2,607万7,000円、現年補助災害復旧事業費、河川災害復旧費

で500万円、現年単独災害復旧事業費の河川災害復旧費で3,941万円でございます。

続きまして、7ページは第4表の債務負担行為補正であります。

まず、追加でございます。益田地区広域クリーンセンター管理運営事業費で令和5年度から令和11年度までで、限度額は益田地区広域クリーンセンター管理運営に要する額となります。

なお、廃止でございます。真田グラウンド交流研修センター管理運営事業費、期間は令和5年度から令和5年度までで限度額479万6,000円でございます。

それから8ページは、第5表の地方債補正であります。

起債の目的、1過疎対策事業債3億7,960万円を4億1,050万円、2合併特例事業債2億8,240万円を2億7,120万円、3防災対策事業債140万円をゼロ、4公営住宅建設事業債1億3,560万円を1億3,200万円、5緊急自然災害防止対策事業債4,610万円を4,840万円、緊急浚渫推進事業債ゼロを新たに1,360万円、7緊急防災減災事業債590万円を380万円、8災害復旧事業債1億7,570万円を1億6,020万円とするもの
でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんのでお読み取りを頂きたいと思えます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第2号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
について説明を申し上げます。

最初に、先ほど町長が読み上げました、最初は7ページを見ていただければと思います。第4表債務負担行為補正。これの下表ですけれども廃止のところ。限度額として479万6,000円ということになっておりますので申し上げておきたいと思えます。

それでは、予算書は進んでいただきまして、最初に31ページをお開きいただければと思えます。31ページから最後のページにわたりまして給与費明細書をおつけしております。説明につきましては31ページで行いたいと思えます。31ページの中段から下であります。2、一般職
(1)総括、この表の比較の欄をまず見ていただければと思えます。まず、職員数のところに数字が入っているかと思えます。2という数字と括弧書きとしてマイナスの9という数字です。まずここを説明させていただきます。

まず2であります。これにつきましては、3月1日付によりまして職員を2名採用いたしましたので、その数字が入ってきている。この括弧書きのマイナスの9でございます。これは会計年度任用職員さんの数字ということになります。この部分については後ほど説明いたします、歳出

でそれぞれ出てくる内容でございます。こうした職員の異動がございますので、その右側のところを見ていただきますと、報酬、給料、職員手当、共済費、そうしたものが数字が動いてくるところであります。その内訳は、その下から次のページ以降に記載をしておりますので、お読み取りを頂ければというふうに思います。

それでは、戻っていただきます。予算書のページは17ページからでございます。歳出を説明させていただきます。

予算書17ページでございまして、総務費、総務管理費であります。1、一般管理費のところ、003人事管理事業費であります。まず、その中に療養補償267万4,000円があるかと思えます。この内容につきましては、産業課で雇用しております会計年度任用職員さんに対する補償費であります。活動中に事故がありまして、それで病院にかかられました。その部分を補償するものというものであります。

それから、その下の障害補償236万1,000円があるかと思えます。これについては消防団員の公務災害補償という内容でございます。この療養補償、障害補償ともに同額が後ほど歳入予算のところに出てまいります。

なお、この消防団員の公務災害補償でありますけれども、これは以前に予算を上程させていただいている部分がありまして、新たに発生したものではありません。これまでの継続部分での予算計上というところ、内容的には継続している部分での予算計上というところでお読み取りください。

それでは、その下に参りまして、5、財産管理費です。002財産管理総務費。指定管理施設光熱費高騰対策補助金2,000万円の予算計上がしてございます。御承知のとおり光熱水費等の高騰が非常にあるというところから、指定管理施設に対してその高騰部分について補助をしていきたいということでもあります。それについて予算計上しておるというところでもあります。

それから、その下ですけれども、008基金積立金です。ふるさと応援基金積立金500万円の減額。今年度のふるさと納税の納税額の状況、そうしたところから減額をさせていただくというものでございます。

それからその下です。今度は8電算管理費、002電算管理費356万4,000円の減額がしてございます。システム開発設計委託料ということで表現しております。これにつきましては、年度途中で補正予算化させていただきました島根県市町村振興協会の持つておられます補助メニューを活用して、マイナンバーカードを窓口で提出していただいたときに、氏名、性別、生年月日等が申請書等に自動的にカードを提示していただければ出てくるという、そうしたシステムを導入したいということで予算化しておりましたが、振興協会さんとそれ以降、申請手続き等に具体入っていったわけなんですけれども、結果として、今年度中には導入には至らないというよう

なところが見えてまいりまして、この部分について予算を減額させていただきたいというものであります。同様に、後ほど出てきますけれども、歳入におきましても、ここの部分については同額を減額しておるところです。

それでは、次のページに進みます。10自治振興費で予算書は18ページに入っていきますと、右上の004地区組織活動費であります。この中で下のところに進んでいただきますと、使用料それから不動産賃借料、そうしたところでそれぞれ130万円、192万円減額してあるかと思えます。これの内容ですけれども、使用料については公用車のリース料、それから不動産賃借料については、公民館主事を雇用するに当たりまして、地域おこし協力隊の制度を使うという想定をしております、そのためにその財源を活用して住宅に係る費用を予算計上しておったところがあります。そうしたところが、結果として集落支援員制度に切り替えたりしたというところから、不用となったというふうなところで見ただけならばと思えます。

前後しますけれども、公用車リースで使用料の部分ですけれども、これにつきましては、実際に公用車をリースを開始したのが年度中途になったというところから、その不用部分を減額しておるというふうなところでお読み取りをください。

それから、その下に行きます。12まちづくり対策費、004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費150万円の減額でございます。これにつきましては、先ほどふるさと納税の減額をという話をさせていただきました。それに連動しまして減額をするものでございます。

それから下に行っていただきまして、13の定住推進費、002定住推進費、民間賃貸住宅建設補助金700万円の減。今年度におきましては、この補助金の申請が見込まれないというところからの減額。さらにその下、14生活安全対策費、002生活安全対策費、さらに、その次のページに進んでいただきますと、003地域公共交通対策費。今年度の申請状況等によりまして減額をしておるというものでございます。

予算書は19ページに進みまして、民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費です。008福祉医療助成事業費から下がっていただきまして、012電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費。これらにつきましては、実績見込み額からの調整ということでございます。

さらに下がっていただきまして、3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費、修繕料として158万9,000円であります。施設ははとの湯荘でありまして、そこの施設について修繕をしたいというものですけれども、そこで使用しております圧注ポンプ、それから源泉水中ポンプその修繕、さらには源泉タンクの洗浄、そうしたものを行う必要が生じてまいりましたので、その内容での予算計上でございます。

次の20ページに進みます。4障がい者福祉費、002障がい者福祉総務費、006自立支援医療助成事業費、それぞれ実績見込みから減額をさせていただいておるというところでお読み取

りください。

次に進みまして、民生費、児童福祉費でございます。1児童福祉総務費から進んでいただきまして、次のページに行っていただいて、中ほどの民生費、生活保護費、1生活保護総務費、それぞれ補助金あるいは給付金そうしたものでありますけれども、今年度の実績見込み等から予算減額等が主なものですけれども、計上しておるところでお読み取りください。

それでは、予算書は22ページに進みます。上のところに衛生費、保健衛生費、3予防費、003予防接種費、合計で680万円の減額があらうかと思えます。これにつきましては新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものでございます。その部分での減額というところでお読み取りください。それから下がっていただいて、5環境衛生費、003環境衛生施設費、除雪委託料で116万1,000円。施設といたしましては吉賀町の斎場ということでありまして。この除雪、それから凍結防止剤の散布そうしたもの、今季の雪の状況から必要となってきましたので計上させていただいているというところなんです。

それから、また進んでいただきます。今度は23ページになります。23ページの中段から下に進みますが、農林水産業費、農業費、3農業振興費であります。002農業振興総務費というところで各種補助金等、それぞれ数字については減額が主なところですが計上いたしております。これらにつきましては、今年度の実績見込みから予算計上しておるところでお読み取りをください。

それでは、今度は24ページに進みます。24ページの一番下です。今度は商工費に入っております。商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費、緊急中小企業者等事業継続支援金415万3,000円の減額がしてございます。これも事業の実績見込み等からの減額というところでございます。

それから、次のページに行っていただきます。25ページに入ります。中ほど、土木費、土木管理費、2土地対策費、002地籍調査事業費です。これも事業実績の見込みからの測量委託料の減額というところでお読み取りください。

それから、予算書25ページの一番下です。土木費、道路橋梁費、1道路橋梁維持費、005除雪費。除雪委託料として5,000万円の予算計上があらうかと思えます。これも今季の降雪の状況、そうしたところから予算を計上させていただく必要があるというところでお読み取りを頂ければと思います。

それから26ページに進んでいただいて、上の2道路橋梁新設改良費、004道路新設改良補助事業費。建設工事費として700万円の減額があらうかと思えます。内容について説明いたしますと、町道唐人屋線落石対策工事の設計を進めておりました。この設計の成果、結果から、工事費の増加が見込まれるというところが判明したところでございます。そうした関係で、ここで

は建設工事費について一旦減額をさせていただくということで計上しておるというものであります。

それからその下に進みます。土木費、住宅費、2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費であります。これは七日市の横立団地の建て替えに係る部分というところでお読み取りください。

それから次、下に下がっていただきまして、消防費、消防費、2非常備消防費、005消防車両整備事業費。車両購入費が減額してございます。令和4年度におきまして消防車両1台更新を進めておりました。結果として、予算の不用額部分が出てまいりましたので、そこを減額させていただくものでございます。

それから27ページに進みます。教育費、教育総務費であります。2事務局費、007特別支援教育事業費のところの一番下ですけれども、庁用器具費として19万6,000円の計上があるかと思えます。内容につきましては、朝倉小学校における特別支援学級を設置するための教材備品ということです。これ内容的には令和5年度の、ということにはなりますけれども、早々に準備を整えておく必要があるというところでの予算計上でございます。

それから下に下がります。教育費、小学校費、1小学校管理費、005小学校施設整備事業費。管理委託料、改修工事費それぞれ減額してございます。内容につきましては、蔵木小学校の大規模の改修工事、これを進めておりましたけれども、その工事進捗によりましてこの金額を減額するというものであります。

次のページ、28ページに行ってください。教育費、小学校費、2小学校教育振興費、それから教育費、中学校費、1中学校管理費、2中学校教育振興費、これらはそれぞれ減額をしております。本年度の状況により減額をするものでございます。

それからその下、教育費、社会教育費、2社会教育施設費、004交流研修センター管理費。総額としては525万9,000円の予算計上があるかと思えます。この内容につきましては、先日2月24日の全員協議会におきまして、吉賀高校生の新たな受け入れ施設の整備というところで、内容については説明をさせていただいたものでございます。

それから、予算書は29ページに進んでいただきまして、29ページから30ページにわたりまして災害復旧関連の予算というところで記載をしておりますけれども、それぞれ財源更正等をさせていただいているというところでお読み取りをください。

それでは、歳入のほうに進みます。すみません、また戻っていただきまして11ページでございます。予算書11ページ、利子割交付金、利子割交付金、1利子割交付金からその下ずっと下がっていただきまして、環境性能割交付金、環境性能割交付金、1環境性能割交付金。ここまでのところですが、これらについては島根県のほうから交付見込み額の通知がありまして、その数字の予算計上というところでお読み取りを頂ければと思います。

次のページに進んで12ページであります。上の地方交付税、地方交付税、1地方交付税です。まず、普通交付税として6,748万4,000円の予算計上がしてございます。普通交付税の再算定に係るものというところであります。結果として、普通交付税額について申し上げておきますと、32億9,384万2,000円ということになってまいります。そうしたところからの調整というところがございます。

それから、その下の特別交付税1,800万円の減額があります。これについては、先ほど歳出のところ、地域おこし協力隊制度を活用して雇用を予定していた方々について、結果として雇用には至らなかったというようなところがあるというふうな内容を申し上げました。その部分について減額をしているというところでお読み取りを頂ければと思います。

その下です。国庫支出金、国庫負担金からずっと進んでいただきまして、14ページの県支出金まで行きますけれども、県支出金、県補助金のところまで、14ページの中段上までのところでございます。内容につきましては、令和4年度の事業の進捗状況、実績、そうしたところからの数字の減額あるいは増額というところでお読み取りを頂ければというふうに思います。

ページは14ページの中段でございます。寄附金、寄附金、1寄附金、指定寄附金として500万円の減額があらうかと思えます。内容につきましては、ふるさと納税の減額というところでお読み取りください。

その下です。繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金から次のページにまたがっております、8まちづくり基金繰入金でございます。今回の補正予算に係りまして、それぞれ財源等の調整をさせていただいているというところでお読み取りを頂ければというふうに思います。

それから15ページの中段のところ、諸収入、雑入、6総務費雑入です。自治体DX推進交付金356万4,000円の減額。これにつきましては、先ほど電算管理費のところ、説明をさせていただきました申請書作成支援システム、これについて歳出部分を減額しております。それと同額の部分をここでも減額をさせていただいておるというところがございます。

それから、その下の12消防費雑入、消防団員等公務災害補償等共済基金共済金236万1,000円。先ほどの歳出、人事管理事業費のところ、説明を申し上げた部分。さらにその下、15雑入、雑入267万4,000円。これも同じ場所ですけれども、人事管理事業費の中で療養補償費ということで、この同額を計上しておったと思います。内容的にはその部分というところでお読み取りをください。

15ページの中段から下です。町債、町債、1過疎債から次のページにまたがっております、13災害復旧債まででございます。これらにつきましても、それぞれの事業の進捗状況、実績、そうしたものからいわゆる財源調整等をさせていただいてきたものというところでお読み取りを頂ければと思います。

それから1点ほど、さらに付け加えて説明させていただきます。申し訳ありませんが、予算書は戻っていただきまして5ページであります。予算書は5ページと6ページになりますが、第3表として繰越明許費を示させていただいております。これらの事業の内容でありますけれども、参考資料として別途お配りをしております。その資料のページでいきますと1ページから3ページまでのところで、それぞれ事業内容、繰越明許となった状況、そうしたものを記載をしておりますので、併せてこの部分につきましてもお読み取りを頂ければというふうに思います。よろしくお願ひします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長のほうからの提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 22ページと25ページの除雪料なんですけども、これは斎場のところが116万1,000円、それと全体では5,000万円というのが25ページで出ていますが、毎年いつもこの時期になるとぼこっと出るんですけども、当初から予算を組んでおくというのはあれかもしれませんが、大体そんなに新潟とかあんな雪国ではありませんが、おおよその見込み、平均値というのがあると思うんですよね。その辺で予算計上というのは、最初から見込んで難しいんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 除雪費のことにつきまして御説明させていただきたいと思ひます。

今回の除雪につきましては、ちなみに道路除雪にかかりました経費が3,644万8,000円。これは本日までのところでございますけど。それから歩道にかかりました経費が、本日までのところ516万8,000円。合わせまして約4,161万6,000円かかっているところで。これ確定でございせんし、今のところ全てがということになりますとまだちょっと出てこないところもありますけれども、そういったお金がかかってまいりました。

今回補正させていただきましたお金が5,000万円、合わせまして6,000万円ということになりますけれども。当初1,000万円スタートさせていただいております。予算の組み方の問題もございまして、年度によっては全然ないというときもありますし、今回のようにクリスマス寒波、それからラニーニャだということで降るぞ降るぞというふうなそういった前評判もございまして、いろんなパターンがございまして。どちらにしてもなかなか予算をきちんと収めていくということが難しゅうございまして、それだったら当初スタートは1,000万円に指定しましょうかという形のものでスタートしておるものですから、どうしても、こうして毎年補正がかかってくるということでございます。

そういった部分もお考えはあろうかと思えますけれども、今後財政のほうとも考えながら、いいところでは出していくほうがいいのかという気はしていますし、財政のほうとも協議をしていきながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、5,000万円を出ささせていただいております。やはりどうしても査定の時期が早いものでございますから、どうしても今頃の時期からずっと見通していくというのが非常に難しいでございます。このまま降り続きますと大変なことになるということもございまして、5,000万円ということで補正させていただいたというところで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 17ページの中盤の指定管理施設高熱費高騰対策補助金ということで2,000万円ということなんですが、これは全ての指定管理施設が対象なんでしょうか。それと、やはり一番大きいのはゆ・ら・らではないかと思うんですが、具体的にどの施設が多かったのか。二、三具体的に金額を上げてもらえたらと思うんですが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 全ての指定管理施設を対象にしたいと考えております。それから金額的な部分、当然その施設の規模等で金額については見込み額については持ち合わせておりますけれども、やはり温泉施設については、金額は相当な金額になるというふうには考えられます。最終的には3月請求分までのところで補助金の実績をみていきたいと思っておりますので、現段階でその金額が確実にその金額になるかどうか分からないところを前置きさせていただきまして、例えばゆ・ら・らでありますけれども、電気料金それから燃料、灯油だったりチップだったりというところがありますが、そこでいくと1,100万円ぐらいの影響が出ているのではないかとこのふうなところがあります。

それから、もう一つの温泉施設であります、はとの湯荘であります。こちらについては130万円程度の影響が出ているのではというところでの見込みを立てております。その他いろいろ施設がありますけれども、そうした内容で今後対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 繰越明許費ですね。ずっとようけあるんですが、14号の災害によっていろいろと起こり、道路が壊れるとか何とか。それで、例えば河川の場合に、そろそろ田んぼへ水をあてにやいけん。そういうこともあるし、これちょっと期間が、期間というか期限。ほかにもね、半年もせんうちに梅雨時期になりますけど、全部年内というか、間に合いますか。

ちょっとその辺の見通しを。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 災害等につきまして繰越しをさせていただいております。その分について説明をさせていただきたいと思います。

そういった御懸念もあろうかと思っております。会計の話でございますので、繰越しをさせていただいておるとというのが事実でございますけれども、実際の工事的には、ほぼほぼ発注を済ませておるところでございます。なかなか業者さんのほうが、数も多い、それから箇所も多いということで、順番に順番にというふうにやっておりますので、うちはまだ全然進んでいないというところもあろうかと思っておりますが、建設水道課サイド、発注する側につきましては、ほぼほぼお願いをしとるところについては発注をしているという状況でございます。あとは業者さんの事業のやりくり頼みというところもございます。

業者さんにつきましては、水をあてるまでにはきちんと工事が終わるようにということは、こちらとしても再三お願いをしとるところでございます。それにつきましては業者としてもきちんとやっていくということでお返しを頂いておるところでございます。ほぼほぼ繰越しになっておりますけれども、そういった事情もございますので御理解を頂きながら、実際に今御懸念ありますとおりに、水があたるまでにはきちっと来るようにやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 間に休みを取りませんでしたので、質疑も少ないようですので、日程第9、議案第2号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）の質疑は保留をして、ここで休憩といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、昼休み休憩に続き、午後の会議を再開します。

.....

日程第10、議案第3号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第3号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第3号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更につい

てであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、益田地区広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、議案第3号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての詳細説明をいたします。

参考資料の4ページに新旧対照表を掲載しております。併せて御覧くださいませ。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合から今回、事務所の位置を変更することについて協議があり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

新たな事務所の位置は、益田市駅前町17番1号、通称EAGAと呼ばれている場所になります。ここへ本年6月1日に事務所を移転するものでございます。

以上で、詳細説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第10、議案第3号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第4号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてと日程第12、議案第5号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第4号並びに議案第5号を一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第4号であります。

吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について。

吉賀町交流研修センター施設条例（平成24年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第5号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてであります。

吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市965番地1、名称、一般社団法人スポーツクラブSparkleStar、代表者名、代表理事岩本明彦。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まであります。

それぞれの議案につきまして、詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは最初に、議案第4号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

参考資料がありまして、5ページをお開きいただければというふうに思います。

最初に、改正理由等について説明をさせていただきます。

この理由につきましては、吉賀高校に入学される通学困難な生徒の受入施設といたしまして、交流研修センターを活用するというものであります。そのための条例改正ということであります。

その内容ですけれども、2月13日、それから、24日の全員協議会におきまして説明をさせていただいているというところでございます。

条例改正の部分で申し上げますと、全員協議会の際に説明させていただきました交流研修センター2階部分の住宅機能を廃止すること、それから、吉賀高校生徒の受入施設としての居室利用を行うこと、それから、スポーツ合宿施設場所の変更を行うこと、さらに、この変更等に伴って利用料を変更するという、こういうお話をさせていただいたところです。

その上で、新旧対照表を見ていただきますと、最初に、第19条の部分を削除しております。これが、センター2階部分の住宅機能を廃止するというところでございます。

さらに、新旧対照表を進んで下の表を見ていただきたいと思います。アンダーラインを引いている箇所が変更をする部分ですが、滞在型研修宿泊施設、こちらのほうを変更させていただく、

これが、生徒の受入施設としての居室利用に当たるところで見ていただければと思います。

表のさらに一番下ですけれども、研修宿泊施設にもアンダーラインを引いておるかと思います。これが、スポーツ合宿施設場所を変更するという内容でお読み取りをいただければと思います。

センター2階のおよそ半分を生徒の受入施設とする、そして、およそ半分について、スポーツ合宿施設の受入施設として使っていくという、こういう変更をかけたいというものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続いて、議案第5号について説明申し上げたいと思います。

この議案につきましては、先ほどの議案第4号の内容と関係するというものでございます。

内容については、繰り返しになりますが、2月24日のこの全員協議会において、指定管理基準を変更すること、それから、選定委員会等で協議をしていただいたその協議結果、これらについて説明をさせていただきました。

交流研修センターの使用方法の変更ということで、現行の指定基準、それから指定管理料、これらを変更するという必要がございます。

したがって、現在の指定管理協定については令和4年度末をもって解除をする。それから、令和5年度においては、変更後の指定基準並びに使用方法に基づいて、指定管理者を改めて指定させていただきたいということでございます。

指定管理者につきましては、現在、指定管理者としてお願いをしております一般社団法人スポーツクラブSparkleStar様を引き続き指定していきたいという、こういう内容でございます。

以上で、議案第4号並びに議案第5号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 交流研修センターは、いろいろと使用目的が変わってきたりしていると思うんですが、団体で研修される方、これはどのぐらいの利用者があったかということと、それから、今、加工されていると思うんです。この加工をされているのがどのぐらいおられるか、まずそこをお願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 加工の部分で言えば、産業課が担当しておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

コロナの関係でイベントがなくなった関係で、以前は惣菜とかのことでかなり利用されていたんですけど、今は、主にはお菓子作りとか、そういった加工で利用される方が、年間の延べ人数が、資料がありませんので、申し訳ないんですけど、大体10人ぐらいの方が、年間の

日数は分かりませんが、いろんなことで利用しているというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。研修での利用ということであったんですが、まず、令和3年度の、これはグラウンドも含めてということになりますけど、実績として1万3,000人ばかりで、このうちで、その交流センター、いわゆる宿泊をされた方ということで、これについては、令和3年度は、コロナウイルスの関係で受け入れをちょっと控えていたりとかいうことがありました。

令和元年、2年のところを見ますと、約600弱の宿泊数ぐらいの利用があったということがございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これだけの利用があられて、それで、今回、吉賀町農業振興ビジョンも打ち上げられて、そこを加工施設としてちゃんと利活用していくと、そういうところに支障が出るということはありませんか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） その件につきましては、今回、こうした内容での施設の使用というところで考えていくに当たりまして、加工の関係でいきますと、先ほど答弁しました産業課というところですけども、産業課と、それから総務課とでこれまで協議をしておりました。

両方が上手に活用をしていただけるように、引き続き使うというところ。実際には、生徒の受入施設というところでの調理の時間というのは、固定的にやる時間というのは決まってくるので、時間的なところでのすみ分けをまず基本に考える。さらには、場合によっては、その時間を重ねさせてもらいたいというような、そうした話もあるんじゃないかなというのは想像できます。

そういうときもあるのに備えて、例えば何日前にはそうした依頼をしていただければ、そこで時間調整等をするというような格好で、その両方でそこをうまく使っていきたい、いこうというような、こういう話を今進めているというような状況です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 農業振興ビジョン、これは、しっかりと進めていかないといけないというように、町長の施政方針でも言われておりましたが、それと今の宿泊の研修がある程度重なって、なおかつ高校生の宿泊で、その調理ということになると、加工でまず調理室が使われる、それから、今の学生の食事で使われる、それから、研修、泊まりの方で使われる、3つの目的が違ったら、施設を使い分けていくと、しっかりそれをやられると。

それで、食品衛生法が変わって、全ての責任者を置くとか、いろんな製造、漬物とかいろんな加工食品の法改正等があって厳しくなっているの、部屋は分かれているかもしれませんが、その施設を3つのそれぞれ異なる団体が使って、使い分けるということは、保健所も許可が出ているということですか。

それで、保健所の関係ですから、一たび、どの分野でも何かあったら、その施設全体が行き詰まるというようなことも考えられると思うんですが、そういうときの対策もちゃんと考えられておられますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 2月13日の全員協議会で、交流研修センターの仕様の図面という、これをお示しさせていただいたかと思います。今、議員さんが言われているところが、色で申し上げますと、緑の部分と黄色の部分が重なっているという、そういったところをお話しされているんだろうというふうに思います。

それで、基本的に、ここを使う団体なんですけれども、生徒受入施設の生徒の食事提供をするための使い方、それから、加工品の開発とか、そうした分野での利用ということなので、大きく分けて2つの団体というか、2つの使い方ということになってまいります。まず最初に、そのことをお話しさせていただきます。

それから、食品衛生管理の件でございます。これは、実際に生徒に食事を提供する、それから、加工商品をそこで開発をする、それは、どちらにしろ食品衛生については十分注意をしていかなければならないというふうに思っています。

生徒の受入施設の関係でいえば、既にサクラマス交流センターという先行事例といいますか、そうしたものがありますので、そうしたところ。それから、当然、保健所さんの指導・助言、そうしたものを十分に聞いていながら、注意をして食事を提供するということになるかと思えます。

それは、加工品についても、使用される団体さんとか、そうした方々には、日頃からそうしたことは十分お分かりだろうとは思いますが、改めてですけれども、こういう施設の使用方法が変わるということも踏まえて、改めて注意を促すだとか、そうしたことをやっていかなければいけないのかなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 産業課にお伺いするんですが、先ほど、食品衛生法で、いろんな加工食品が、これから届出制、許可制、大変なことになってくると思うんです。

なおかつ、振興ビジョンでうたっているように、こういうふうに加工食品をして、ふるさと納

税を増やしていくんだという目標を持っているのなら、やはり、ここをもう少し大事にするべきだと。あの施設を大事にして、加工食品は、今皆さんそれぞれやられておると思うんですが、届出のものはいいと思うんです。

ですが、許可の分については、どこで作るかという、製造、作業をするところですよ。これの許可が1人ずつ要るということになると大変なことになるから、加工所を利用するとか、とりあえずそうするとか、いろんな意味で増えるんじゃないかと、ここを増やさないと、とりあえずいろんな加工食品は、来年の6月から滞っていくんじゃないかと。

そうすると、先ほど申しましたように、これを、ふるさと納税の町の特産にしていくんだということになると、片一方では、こうするけれども、実際、それじゃどこでどうするんかということになると、大変な混乱を来たすんじゃないかと思ひまして、こういう質問になったんですが、産業課はそういうことでやられているんですか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、来年の6月から法改正があって、漬物とかは許可制になるといったようなこともございまして、今年中にいろんな対策をしましょうということで、今まで協議しております。

昨日も協議してきたんですが、衛生管理のこととか、そういった講習会等も広くしていこうという考えでおります。

また、真田の交流施設につきましては、とりあえずやってみようという方用の加工施設でございまして、そこである程度自信がつけば、単独の補助事業ではございますけど、農産加工の施設改修とか備品購入の補助金も用意しておりますので、そちらを活用していただいて、各自宅の近くとか、改修をしていただければというふうに考えておまして、今の真田の交流施設は、保健所とも協議しておりますけど、時間帯を分ければ十分可能ですよということも聞いております。

また、衛生管理的なことも、しっかり、使用する方につきましては、徹底をしていただいて、大事にならないように気をつけていきたいというふうに思っております。

加工につきましても、いろんなことで伸ばしていきたいというふうに思っておりますので、当然、真田の加工施設もしかりですけど、六日市だったり、柿木だったり、加工所の利用につきましても、関係の団体と協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第11、議案第4号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてと日程第12、議案第5号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

日程第13、議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第6号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題します。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第6号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

吉賀町長等の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきまして、まず、私のほうから申し上げておきたいと思います。

昨年の9月29日でしたが、その日に開催されました議会全員協議会において、令和5年度当初予算編成方針について説明したところでございました。

この方針において、例年にない特徴的な点ということで申し上げますと、地域医療確保のために、単独財源となる補助金について、10%の削減目標を設定したことであります。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、住民の皆さんの生活につきましては、本当に大きな影響を受けておりまして、地域経済も疲弊している状況でございます。

このような状況は重々承知しておりますが、住民の皆さんの命と健康を守るためには、この町に病院機能、地域医療を残していくことは喫緊の課題でございます。

一方、六日市病院の件につきましては、これから公設民営化に向けて、関係者で一方ならぬ努力をしていかなければならないわけでございます。

公設民営化において、いずれの方法を取るにいたしましても、相当の財源を要するということは明らかでございます。このことから、来年度当初予算方針に沿って、全職員で補助金の交付団体等と協議を重ね、事務を進めてまいりました。

その結果、冒頭の指定方針でも申し上げましたが、総額で2,583万9,000円の財源を確保いたしまして、地域福祉基金へ積み立てる内容としております。

このような予算が編成できましたのも、住民の皆さんの深い御理解と御協力の賜物であるというふうに認識をしております。このことに対しまして、心から感謝の意を表したいと思っております。

今回のことによりまして、住民の皆さんが、これまでどおり、従来どおりの事業を展開しよう

とすれば、今までよりも10%増、1割増の御負担をしなければならないということになります。

私といたしましては、このような予算編成方針を策定いたしまして、そのことを実現させるために、住民の皆様に変大な御負担を強いることとなった事実を真摯に受け止めまして、自らが住民の皆様の気持ちに寄り添う姿勢を、形として示していかなければならないというふうに考えたところでございます。

そこで、数的根拠はございませんが、自らの給料について、向こう1年間10%の削減をすることといたしました。また、同じ特別職であります副町長と教育長につきましても、私のその思いに御賛同いただき、5%削減について御理解を頂いたところであります。

この条例案が可決されれば、3人の給料、それから、期末手当、共済費の合計で、削減額はおよそ221万5,000円となる予定でございます。この金額につきましても、補助金削減額と同様に地域福祉基金に積み立てることといたしまして、今後の地域医療の対策の財源として活用していきたいという考えでございます。

それでは、これから、担当いたします総務課長のほうから、条例案の内容、それから、今、少し私の方が申し上げましたが、削減額、この影響額などについて詳細説明をいたします。何とぞ提案の趣旨を御理解いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げ、私のほうからの発言を終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第6号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について説明を申し上げたいと思います。

提案理由につきましては、先ほどの町長の説明のとおりであります。そうした御判断から本条例を提出させていただいたというところでございます。

条例の具体的内容であります。条例本文のほうを見ていただければと思います。

まず、第2条のところです。町長の給料月額を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、100分の10を乗じて得た額を減じた額とするという内容でございます。

それから、その下の第3条です。副町長及び教育長の給料月額を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、100分の5を乗じて得た額を減じた額とするという内容です。

金額について申し上げておきたいと思います。

まず最初に、町長でございます。給料月額72万円のところ、10%の7万2,000円を減額いたしまして64万8,000円、副町長が、月額60万7,500円のところ、5%の3万375円を減額し57万7,125円、教育長が、月額57万2,500円のところ、5%の2万8,625円を減額し、54万3,875円ということになります。

続いて、年間の削減額について申し上げておきます。

まず、町長であります。給料部分が86万4,000円、それから、期末手当が24万5,520円、共済費が8万7,543円、合計で119万7,063円の削減額ということになります。

次に、副町長です。給料が36万4,500円、期末手当が10万3,579円、共済費が5万4,522円、合計で52万2,601円。

それから、教育長です。給料が34万3,500円、期末手当が9万7,611円、共済費が5万4,522円、合計で49万5,633円でございます。

年間の全て合わせた合計削減額というところですが、221万5,297円ということになります。

なお、この本条例制定に係る予算ですけれども、後ほど上程をいたします議案第28号の令和5年度一般会計予算、当初予算、ここには反映させるところまでには至っておりません。本年6月の定例会において、可決されましたら、予算調整はその際させていただくというところで御理解を頂ければというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 10%補助金をカットということで、約2,500万円を地域医療確保のために充てるということで、それに対して、町民の皆さんばかりに痛みを押しつけるというのは申し訳ないということで、今、町長をはじめとする減額という、町長をはじめ、三役のお気持ちは非常に尊いものがあります。

今、金額を聞きましても、年間相当額の減額ということで、本当に断腸の思いだと思いますし、また、尊いお気持ちだと思うんですが。

一方で、決して批判をするわけではありませんが、地域医療確保のために2,500万円ですよ。本当に地域医療確保のために、あるいは、六日市病院の財政支援のためであれば、もっともっと相当額の金額が必要だと思います。

片一方で、町長をはじめ、尊いお気持ちというのは尊重をしながら、片一方で言うのはちょっとおこがましいんですが、本当に地域医療確保には、2,500万円どころでなく、もっともっと大きい金額があると思うんですが、この程度と言ったら大変おこがましいんですが、もっともっと大きい改革をするべきじゃないかと思いますが、その点について、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域医療・病院機能を守るというのは、本当並大抵のことではござい

せん。財源のことについても同様のことでございます。

現状の中で経営改善とかいろいろお願いもさせていただいておりますが、まず我々の立場として、まず何ができるかということで申し上げますと、予算編成方針で申し上げた、住民の皆さんと一緒に地域医療・病院機能を残していくという、その気持ちを全庁で共有するということが必要だろうということで、そのような予算編成を組ませていただきました。

これは、先ほど申し上げましたように、本当に住民の皆さんに10%の今度は拠出を、逆のことを言えば、10%の拠出をお願いするという、その姿勢でありまして、まさに補助金の交付団体のほうにおかれましては、そのことを重く受け止めていただいて、その内容に御理解といたしますか、御了解を頂いたということでございます。

これから、まだまだたくさんの財源が必要になるというのは重々承知しております。いわゆる財政改革、行政改革であるとか、そうしたところにもやはり切り込んでいかなければならないかと思えます。

公設民営化が成就した、これがゴールではございません。これを、今度は維持、継続していかなければならないということでございますので、やはり、我々行政だけでなくして、住民の皆さんと一緒にそこは情報共有をしながら、あらゆることでまたそうした財源を確保していかなければならないと思えます。

我々特別職の3人につきましては、先ほど私、申し上げたとおりでございます。住民の皆さんに本当に苦しい負担を強いるという、その気持ちにやはり寄り添う姿勢を見せなければならない。

特に、年末のところの定例会で、我々3人の特別職の賞与、期末手当の増額の、月数の提案をさせていただきまして、そのときも質疑の中で、執行部、私に対しての住民の寄り添う姿勢が見られないと、こうした御批判も頂きましたので、そのことも重く受け止めまして、そのときの期末手当の増額は否決をされましたが、その上でも、今回はそうした姿勢をやっぱり見せていかなければならない、そうした思いを持って、今回このような提案をさせていただきました。

断腸の思いとか、そうした重たい決断という御発言もございましたが、これは、私は当然の提案だというふうに思っております。決して、私自身とか、副町長、教育長、断腸の思いということではなくて、当然のこととして、そのような姿勢を示させていただいたということでございますので、御理解を頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第13、議案第6号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

吉賀町個人情報保護法施行条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

議案のほうをおめぐりいただきまして、本文が出てくるかと思えます。そちらのほうを御覧いただければと思えます。

本条例の制定理由を先に申し上げておきたいと思えます。

これにつきましては、既に2月13日の全員協議会で、その背景等について御説明を申し上げました。個人情報の保護に関する法律の施行、これに伴うところが一つの理由ということになります。

さらに申し上げますと、現行の個人情報保護条例がございますが、そこで規定されていた多くの部分については、法律で規定されるという形になりました。そうしたところで、それぞれ条例で定めるべき内容について今回制定をさせていただきたいというところ。そして、後ほど附則に出てまいります、現行の条例については廃止をするという、これが制定理由等であります。

それから、今見ていただいております制定文であります。これらの条例で定める事項、それから、その内容、さらには書きぶりといいますか、様式といいますか、そうしたものにつきましても一定国から既に示されたものがございまして、基本的には、それに倣って提出させていただいているというものであります。

それでは、制定文のほうを見ていただきたいと思います。

まず、第1条ですけれども、これは、趣旨を置く規定でございます。読んでいただければ分かりますけれども、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を定めるというものです。

それから、第2条定義を規定しているというところです。ここも現行条例からは相当ボリュームがダウンして、量が少なくなっていますけども、こういったところも既に法律で決められておりますので、必要な部分のみ定めを置くということです。そうした意味で、第2条第2項を見ていただきますと、実施機関の定めとして、そこに記載をしているというところ、これがそういう表現になったということです。

それから、ここには出てきません。現行条例には書かれておる内容なんですけれども、現行条例上は、この中に議会が入ってきておる取り扱いになっていますが、新しい法律に基づいた条例の構成といいますか、つくり方ですが、議会については別途定めを置くということになっておるというところ、こうしたところになっております。

それから、次に第3条です。個人情報ファイル簿の記載事項というものを定めを置くということですが、これもお読みいただければ分かるかと思えますけれども、既に法律で定めがございます。それをというところを規定しているというものです。

それから、第4条では業務の登録ということです。この内容については、現行の条例、それから新しい法律、そうしたところと同じ内容というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、第5条においては不開示情報のことです。これについては、法律にも事細かく規定がなされておるというようなところがあります。

そうした中で第5条を置く理由ですけども、一つには、その2行目から始まっております情報公開条例との調整と、そことのバランスを取るというところがありますので、情報公開条例第7条第8号に掲げる情報ということで、情報公開条例の取り扱いと個人情報保護法の施行条例の取り扱いを合わせるという、こういう内容でお読み取りをいただければと思います。

それから、第6条は、手数料等に定めを置くというものです。

それから、第7条です。審査会への諮問ということであります。現行条例下におきましても、審査会というものは存在をしておるところであります。それは引き続き置かれるという内容であります。

さらに、次めくっていただきますと、その審議会に係る諮問等を行う内容については、そこに書いてある第1号、第2号、第3号、そうした内容を諮問するというようなことになってまいります。

それから、その下に附則があろうかと思えます。

まず最初に、施行期日の記載があります。第1条としてこの条例はという下りから始まります。年月日が記載はされておりませんが、令和5年4月1日ということで見いただければというふうに思います。法律の施行に合わせて、この条例も施行をするということになります。

それから、次の第2条です。ここで、冒頭申し上げました現行保護条例の廃止を行うという、こういう形になっております。

それから、第3条と第4条です。第4条は次のページに行きますけれども、これについては経過措置ということで、現行条例下に行われたいろいろな事務といたしますか、そうしたものについて、基本的には引き継がれていく、旧、現行の条例の取り扱いをそのまま生かしますというのが、基本的な考え方ではありますけれども、そうした経過措置が設けられているという、こういうふうなつくりになっているところであります。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） これは全協でも説明をされている部分ではありますが、もう一度確認をしたいと思ひます。

まず、個人情報保護の規定を国が決めて、その施行をするための条例ということですが、現行の吉賀町の個人情報保護条例で定めているものが、確実に確保されるものかという点でお聞きをいたします。

まず、現行の吉賀町個人情報保護条例の第1条に当たりましては、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって町民の基本的な人権を擁護することを目的とする、このように言われております。

第3条のところにおきましては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的な人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない、ということが言われておりますが、基本的な人権との関係で、国がつくっている法律が、どのような形で明示をされているのか。されていなかったら、されていないということで答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 国が、新たに法改正によって、個人情報の保護に関する法律、こうしたものをつくられたというところで、その内容の中で、町の条例との比較において、この内容がこの法律では当たる、当たらないというところも含めてだろうと思ひますけれども、明確にこれがこの部分ですというふうな、そこまではまだ把握は正直できてはおりませんが。

まず、法律でそもそも、冒頭始まっていきますけれども、法律の第3条です。基本理念として、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないという、最初に、第3条において基本理念が定められております。

これに基づいて、それ以降、百何十条にわたって法律上はいろいろなことが規定されておるといふ、こういうつくりになっておりますけれども、まさに基本的人権、全てがここに包含されるのかどうかというのは、ある意味法律の解釈といえますか、そうした部分もあろうかと思えますけれども。

基本的理念の書きぶりから推測するに、そうしたところを理念とした法律である以上、そうしたものは当然守られていくべきものであろうというふうには思うというか、そういうふうには解釈すべきだろうというふうには考えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 守られるべきものであろうということですが、先ほど御説明いただいたように、人格を守る部分と、人権を守るという点では、文言だけじゃなくて、性格も違うと私は理解しております。

それで、収集された個人情報に対して、どうして、いろんなどころに利用してはならないという部分でいきますと、第12条のところ、実施機関は個人情報を収集したときの取り扱い目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならないというふうに定められています。これは、本人の同意があったとか、そういうときは除くわけですが。

今度の国が定めた法律でいきますと、いろいろな加工等をして、民間に情報提供をする、こういうものもやる予定で国のほうは示しております。

そうなりますと、今、町が持っている個人情報の条例よりも、明らかに後退をするのではないかというふうに思えますし、なおかつ、何で民間に、いろんな加工をしたとはいえ、個人情報を出さなきゃいけないのか。

民間は民間で、自分たちで情報を集めればいいだけの話ですから、行政なりがそれに協力する理由というのは全く見当違いじゃないかと、そういう法律の仕組みになっているものに対して、国が示してきたもんですから、出さざるを得ないということは理解をしますが。

今、マイナンバーカードの取得を、昨日まで受付をしておりましたけれども、それに応じない人たちがどんなことを言っておられるか、やっぱり不安だと、その不安に応えられる法律の中身になっていないというふうに考えますが、そういう角度から、どのように捉えているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回の新しい法律ができたことによる、これは吉賀町に限ったことじゃなくて、全国の自治体が同様な立場というか、状況に今あります。ほとんどの自治体が、この3月の議会、既に改正をかけておられる自治体もありますけれども、その多くはこの2月か3月

の議会等でそうしたこと、条例を制定作業を行っておられるんだらうというふうに思います。

法律そのものについての評価を担当する課の課長が、どうだこうだというようなところは、なかなかこれは申し上げにくいところがあります。その点は御理解いただきたいと思いますが、それでも。

新法ができて、新しい条例を提案させていただいております。それまでのところなんですけれども、現行の条例、これが出来上がるときにも、こうした議論は一定あったように私、記憶をしております。その際にも、様々な議論がある中で、現行の条例が出来上がっていたということ。

それから、現行条例の改正経過を申し上げますと、当初、制定から大きく変わったのが、いわゆる特定個人情報、個人番号のことですけれど、これの取り扱いが入ったときに条例の大きな改正が行われたというようなことです。

何が言いたいかという、法律が決められて、それに基づいて条例を設けるとい、こういう形である以上、なかなか法律がどうなるかというところを考えられる範囲というのはなきにしもあらずなんですけれど、基本的には、今回のケースでいくと、ほとんどそうしたものはないように見ておりまして、そうした中でのこの条例の制定提案というところでありまして。

個人情報の取り扱いについて、どういう状況であっても、より慎重に取り扱わないといけないというのは、これは当然理解するところでありまして、そうした部分で、場合によっては、今の法律の運用であったり、そうした国からのいろいろな指示、助言について、何か疑義があれば、また国の方に返すとか、そうしたことは行っていくべきことなんだらうというふうに思っているところでありまして。

大変、答弁としては不十分かとは思いますが、そうしたところで答弁とさせていただきますらと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですが、よろしいです。

日程第14、議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第8号吉賀町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第8号吉賀町個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

吉賀町個人情報保護審査会条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします総務課長のほうが御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第8号吉賀町個人情報保護審査会条例の制定について説明を申し上げます。

まず、制定理由ということになりますけれども、これは、先ほどの議案第7号で説明をさせていただきました第7号の保護法施行条例の第7条において、審査会への諮問という条文があったと思います。その条文を受けまして、この町に審査会を置く必要があるということでございます。そして、その審査会を置くための条例という、こういうことが制定理由であります。

制定文のところを見ていただければというふうに思います。

まず、第1条に設置ということで、まず、法律に基づくところ、それから、先ほど少しばかりお話ししましたけども、町議会の個人情報の保護に関する条例に基づくというふうに書かれているかと思います。

先ほどの議案第7号では、一旦、議会はそこには設けておらずに、別に条例を制定するというふうに申し上げました。その議会が設ける条例も、審査会に諮問するというようなところがありまして、その審査会は、ここの今提案申し上げている審査会で、同様に諮問等を受け持つという、こういうつくりになっているというところで、第1条を読んでいただければと思います。

それから、その審査会の所掌事務が第2条に書いてあります。第1号から第5号までということです。

第1号については、法第105条第3項の規定というところでありまして、これは、審査請求等があったときに審査会に諮問をするというところで、調査・審議する執務を持つと。

それから、第2号です。これは、先ほど議案第7号で説明をした条文の第7条の規定による諮

問に応じて調査審議をするということ。

それから、第3号です。特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により意見を述べるということがあるかと思います。

この規則なんですけども、これは町の規則ではございません。国の規則でございます。既にこれは存在している規則でありまして、その国が設けておられる規則から委任といいますか、そこでもこの審査会の役割が定められておりまして、それを受ける形での条文というところで見ただければと思います。

もう1つ付け加えますと、特定個人情報というのを簡単に申し上げますと、マイナンバー情報が含まれる情報というふうに、そのように読んでいただければというふうに思います。

それから、次に行きまして、第3条では組織、第4条では委員、第5条では意見の聴取等というふうなことで、ここら辺の書きぶりについては、委員会の構成と同じような書きぶりということになっております。

一番後段です。附則ということで、この条例は、デジタル社会の……というところから始まっておりまして、その法律施行の日から施行するということです。

これについては、令和5年4月1日というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第15、議案第8号吉賀町個人情報保護審査会条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第16、議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第9号吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第9号吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第9号吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案の2枚目とともに、参考資料も見ていただければと思います。参考資料のページにつきましては、6ページと7ページであります。

参考資料を用いまして説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回のこの条例改正ですけれども、先ほど来説明させていただいております個人情報保護法の施行、そうしたところ、それから、先ほどの条例制定、そうしたものが関係するものでありまして、他の条例で、個人情報保護条例、あるいは法、そうしたものを引用している部分、それについて整理をしているという、こういうものであります。

全部で4つの条例について改正をさせていただきたいというものです。

まず最初、参考資料の6ページの上半分です。

まず、全部で4つ条例がありまして、1つ目の条例です。行政不服審査関係手数料条例、この中に、新たに設ける審査会、吉賀町個人情報保護審査会、これを加えるという、こういう改正であります。

それから、その下の吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の改正でございます。これは、別表の改正でありまして、内容的には個人情報保護運営審議会というのが現行条例下存在していますけれども、新しい条例下においてはこれがなくなりますので、ここを削除させていただくという、こういう内容です。

参考資料、次の7ページに行っていただきまして、上の吉賀町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の改正、これについては、第6条におきまして管理の基準というものが設けられておりまして、その2項、これを削除するという、こういう内容です。この部分については、法律に吸収されているという内容になってまいりますので、ここを削除するというものであります。

それから、その下の吉賀町特別支援連携協議会設置条例です。吉賀町個人情報保護条例というものを今用いていますけれども、その条例を、今度は法律のほうに委ねるといいますか、法律のほうに切り替えるという、こういう改正内容ということになっておるものでございます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第16、議案第9号吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第17、議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第10号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第10号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町立学校設置条例（平成17年吉賀町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、教育次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、議案第10号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についての説明をいたします。

参考資料の8ページに新旧対照表がありますので、一緒に御覧ください。

御存じのとおり、本年度、蔵木小学校の大規模改修工事を実施しております。この工事期間中の教育活動は、旧蔵木中学校施設を仮校舎として利用することとして、昨年6月議会において、蔵木小学校の位置の変更の条例改正を行ったところでございます。今回の改正は、本工事の完了を迎え、蔵木小学校の位置を元へ戻すというものでございます。

条例第2条の小学校の位置に係る別表第1の蔵木小学校の位置の欄について、「吉賀町蔵木54番地」から「吉賀町蔵木14番地2」に改めるというもので、施行期日を令和5年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第17、議案第10号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第11号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第11号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町地区集会所施設条例（平成17年吉賀町条例第92号）の一部を別紙のとおり改正する。令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします企画課長のほうが御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、議案第11号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

参考資料9ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御覧くださいませ。

この議案は、地区集会所施設条例の規定に定める注連川西地区集会所について、その機能を廃止し、普通財産とするために、当該施設の表記を削除する一部改正の条例となっております。

地元自治会の申出により協議を行った結果、本年度いっぱいをもって、集会所としての機能を廃止することと協議が整ったためでございます。

なお、本議案が可決いただきましたら、建物につきましては、譲渡なり売払いの手続きを進めていきたいと考えております。

応募がなかった場合につきましては、本議会令和5年度当初予算において計上をすることとしております解体に関する実施設計を進めていきたいと考えております。その実施設計が完了した際には、改めて解体工事費の予算を提出することとなりますので、その場合は改めてよろしくお願したいと考えております。

以上で、詳細説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第18、議案第11号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第19. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 保健福祉課の中林でございます。

それでは、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、国が定めています児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正によりまして、主に4点の改正を行うものでございます。

まず、1点目についてでございます。

児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定についてでございます。

昨年より、児童に関する痛ましい事故が多発したということから、児童の安全の確保に関する計画策定について明文化するものでございます。

参考資料の10ページをお開きください。

新旧対照表の改正後の第6条の上から4行目の下線部分でございます。第7条の3第2項を加えております。

それから、10ページの改正後の下側の（安全計画の策定等）について、第7条の2、11ページに移っていただきまして、改正後の中段より下側の部分にございます見出しの（自動車を運行する場合の所在の確認）について、次の第7条の3を加えるものでございます。

2点目といたしましては、インクルージブ保育についてでございます。

このインクルージブ保育というのは、障がいの有無、それから、年齢、国籍にかかわらず、全ての子どもを受け入れるインクルージブ教育を保育に取り入れるものでございます。

例えば、保育所と児童発達支援事業所が同一施設で、保育及び療育を行う場合が想定されておりますが、吉賀町で現状といたしましては、そういった施設がございません。ですが、国に準じて改正を行うものでございます。

資料の12ページをお開きください。

改正後の10条に「、その行う保育に支障がない場合に限り」という文言を加えるものでございます。

3点目といたしましては、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定を削除するものでございます。10条の下の改正前、（懲戒に係る権限の濫用禁止）第13条を、改正後では削除いたします。

4点目といたしましては、衛生管理等について、より具体的に明文化されるものでございます。改正前、第14条を御覧ください。第14条第2項について、改正前では「必要な措置を講ずる」とあるのを、改正後では「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」というふうに改正をいたします。

なお、改正は令和5年4月1日から施行いたしますが、懲戒権に関する第13条の改正規定につきましては、交付の日から施行となります。

以上、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第19、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第20、議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第13号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第13号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願

いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第13号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、国が定めています放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の改正により、主に3点の改正を行うものでございます。

まず、1点目につきましては、放課後児童健全育成事業における利用者の安全の確保に関する計画の策定についてでございます。

先ほどの条例改正での説明をさせていただいたとおり、利用者の安全の確保に関する計画策定について明文化するものでございます。

資料13ページをお開きください。

改正後の（安全計画の策定等）について、第6条の2を加えます。次の条で、同じページの下にございます見出しの（自動車を運行する場合の所在の確認）について、第6条の3を加えるものでございます。

2点目は、感染症や非常災害の発生において、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する努力義務が課されることから、13ページの改正後の一番下に記載をされています見出しの（業務継続計画の策定等）で、14ページに移っていただきまして、12条の2を加えるものでございます。

3点目は、先ほどの条例改正と同様に、（衛生管理等）について具体的に明文化するものでございます。

参考資料14ページの下第13条を御覧ください。第13条第2項につきまして、改正前は「必要な措置を講ずる」とあるのを、下線が引いてあるところが3行ございますが、そちらの文言に修正するものでございます。

なお、改正は令和5年4月1日から施行いたしますが、第6条の2の改正、いわゆる安全計画の策定につきましては、交付の日から令和6年3月31日までの間は努力義務となることから、経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第13号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第20、議案第13号吉賀町放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町放課後児童クラブ条例（平成27年吉賀町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、主に3点の改正を行うものでございます。

まず、1点目についてでございます。議案第10号でも説明がありましてとおり、蔵木小学校の改修工事終了に伴い、蔵木放課後児童クラブの設置場所の変更を行うものでございます。

資料15ページをお開きください。

改正後の第2条第1項の表の、蔵木放課後児童クラブの位置の地番を14番地2に改正するものでございます。

2点目は、今後の七日市小学校児童数から放課後児童クラブ利用人数を推測したところ、現行の委託による七日市第一及び七日市第二直営による七日市の2つのクラブの施設運営ではなく、来年度から1か所で、七日市保育所への委託による施設運営といたします。場所につきましては、七日市デイサービスの2階で実施することから、改正をするものでございます。

15ページの新旧対照表の現行の中段でございます。七日市第一放課後児童クラブを削り、七日市第二放課後児童クラブを、改正後では、七日市放課後児童クラブに改正するものでございます。

それに伴いまして、利用定員を定めている第6条第1項の表につきましても同様に、新旧対照表の現行中段の七日市第一放課後児童クラブを削り、七日市第二放課後児童クラブを、改正後で

は七日市放課後児童クラブに改正するものでございます。

3点目といたしましては、開所時間の変更に伴う改正でございます。こちらにつきましては、低学年の放課後児童クラブの運営を、町内私立保育所へ委託をしている現状の中で、保護者の皆様や委託先の保育所の方々より、以前から開所時間の変更の要望がございました。そのことから、令和5年度より実施するものでございます。

資料16ページをお開きください。新旧対照表、第8条でございます。

第8条第1項第2号につきまして、改正前は「8時」とあるのを、改正後では「7時30分」に改正するものでございます。

なお、改正につきましては、令和5年4月1日から施行するということでございます。

以上、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第21、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第22. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についても提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行い

ます。

このたびの改正につきましては、国が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正により改正を行うものでございます。

資料17ページをお開きください。

先ほど議案第12号で御説明させていただいたとおり、民法等の一部を改正する法律の一部改正によりまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されるものでございます。

17ページの新規対照表の改正前、（懲戒に関する権限の濫用禁止）の26条を、改正後は削除するものでございます。

なお、この改正は交付の日から施行となります。

以上、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第22、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第23. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例（平成17年吉賀町条例第114号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、吉賀町高齢者介護予防地域支え合い事業の実施に関する条例第2条の事業に、買物支援を新設するものでございます。

資料18ページをお開きください。

新旧対照表の改正後、第2条第1項第6号の次に、第7号買物支援事業を加えます。

なお、この改正は交付の日から施行となります。

現在、この買物支援事業に関する詳細な要項整備等につきましては、社会福祉協議会と現在、協議をしているところでございます。本年4月1日からの開始に向けて、最終調整等を行っているところでございます。

決定いたしましたら、皆様方に、また、広報等周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この事業は、社会福祉協議会がやると思うんですが、ちょっとこれだけじゃよく分からないので、もうちょっと具体的に説明してください。というのが、社協の職員がやるのか、誰かに委託してやるのか、その辺詳しく。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） お答えさせていただきます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、現在、社協のほうといろいろ詰めている状況ではございます。

今考えておりますのが、買物代行というところで、協力員さんというのをお願いしまして、利用者のほうから社協のほうに連絡があつて、社協が協力員さんをお願いをして、利用者の方のところに行っていただいて買物を代行してやるということと、それから、ICTを利用して、御自宅にいても、その商品が見えて、買物ができるというようなことも、今現在、社協のほうで協議をさせていただいているところでございます。

そちらにつきましては、利用者さんから社協のほうに申込みがありましたら、同じように協力員さんがおられまして、その方に社協さんをお願いをして、ICTを使う場合は2名の協力員さんが必要になります。その2名の方が利用者のお宅に伺って、1人は買物をする、1人はICT

を使って、利用者さんと一緒に買物をしていくというような、今、制度設計をしているところでございます。

今、その2点について行うような要項等を定めているというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第23、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第24. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町国民健康保険条例（平成17年吉賀町条例第124号）の一部を別紙のとおり改正する。令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴う改正でございまして、出産育児一時金の支給額を増額するものでございます。

資料19ページをお開きください。

新旧対照表の改正前第7条の下線部分「40万8,000円」を、改正後は「48万8,000円」に改正する内容でございます。

なお、産科医療補償制度掛金1万2,000円につきましては変更がないことから、実質の支給額につきましては、現行につきましては42万円、変更後につきましては50万円を支給することとなります。

なお、この改正は令和5年4月1日から施行となり、経過措置といたしまして、令和5年4月1日以前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、改正前の金額とするものでござい

す。

以上、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第24、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第25、議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第18号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第18号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします税務住民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、議案第18号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例案につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本条例案は、令和4年度に実施しました吉賀町営住宅の建て替えに伴い、新築した住宅を条例へ追加するものと、老朽化した住宅を解体しましたので、条例から削除する内容の条例改正案です。

議案及び新旧対照表を説明させていただきます。

参考資料の20ページの中段より上のほうになりますが、新旧対照表を御覧ください。

新横立団地の3棟12戸を解体しましたので、削除しております。

次に、20ページの一番下のところになりますが、横立団地5号から8号の4戸を建設しましたので、別表へ追加したものであります。

以上、簡単ですが、条例案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第25、議案第18号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第26. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第19号吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第19号吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年吉賀町条例第186号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第19号吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

このたびの改正理由でありますけれども、消防団員の処遇改善策というところで、その報酬額等を見直すものというところであります。

その内容につきましては、2月13日の町議会全員協議会におきまして説明をさせていただいていたものでございます。

新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。ページは21ページをお開きください。

まず、第12条の改正であります。

これは、この改正内容は、同時にその下の別表第1で書き表されておるものでありますけれども、副団長、副分団長、部長、班長、団員のそれぞれ報酬支給額を改定するという、こういう内容でございます。

それから、新旧対照表の下のところ、改正後（案）のほうを見ていただきますと、別表第2を加えます。これまで出勤手当として支給しておった部分につきまして、額を改定した上で、出勤報酬として今後は支給をしていくということになります。

この別表第2を設けたことによりまして、現行の別表第2を別表第3とし、その表の中の出勤手当の項を削るといふ、こゝういふ改正内容といふことになっております。

参考資料につきましては、21ページから22ページに、その改正内容について示させていただいております。御確認をいただければといふふうにおもいます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第26、議案第19号吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第27. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第20号吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第20号吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例について。

吉賀町食育ネットワーク会議条例（平成22年吉賀町条例第2号）を別紙のとおり廃止する。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第19号吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例についての詳細説明を行います。

このたびの廃止につきましては、2月24日の全員協議会で御説明をさせていただいたとおり、いきいき21吉賀町健康づくり計画と食育推進計画を包含することにより、食育推進計画の中で位置づけていた食育ネットワーク会議を、いきいき21吉賀町健康づくり計画の食と歯の部会に変更することにより、同会議の条例を廃止するものでございます。

以上、議案第19号吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例についての詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第27、議案第20号吉賀町食育ネットワーク会議条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時08分休憩

.....

午後3時21分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第28、議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第21号令和5年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第21号令和5年度吉賀町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和5年度吉賀町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水件数3,171件、（2）年間総給水量85万8,480立方メートル、（3）1日平均給水量2,352立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道管路緊急改善事業7,230万2,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入でございます。第1款水道事業収益、内訳といたしまして、第1項営業収益1億824万1,000円、第2項営業外収益1億3,696万1,000円。

支出でございます。第1款水道事業費用、内訳といたしまして、第1項営業費用2億2,460万7,000円、第2項営業外費用1,960万3,000円、第3項予備費33万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,562万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,562万7,000円で補填するものとする。

収入でございます。第1款資本的収入、内訳といたしまして、第1項企業債4,960万円、第2項県補助金2,260万円、第3項他会計補助金6,020万2,000円。

支出でございます。第1款資本的支出、内訳といたしまして、第1項建設改良費7,318万6,000円、第2項企業債償還金1億2,038万1,000円、第3項予備費33万円。

次のページでございますが、企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償

還の方法は、次のとおりと定める。

上水道事業債4,960万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。

一時借入金、第6条、一時仮入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

(2) 資本的支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,715万5,000円であります。

他会計からの補助金、第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億5,109万9,000円である。

令和5年3月2日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第21号令和5年度吉賀町水道事業会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

予算書、ページを進んでいただきまして、説明書というものがございます。それぞれ1ページから収益的収入及び支出、2ページにわたりまして資本的収入及び支出、キャッシュフロー等々財務諸表等をつけております。ページを進んでいただきまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出、いわゆる3条予算、ここからの詳細を説明させていただきたいというふうに思います。

まず、収入でございます。

款の1水道事業収益でございます。

項1営業収益、目の1給水収益でございます。1億803万2,000円を計上しているものでございます。

内訳につきましては、節の1給水収益が主なものでございます。1億746万8,000円を計上しております。この数字は100%計上でございます。

節の5分担金でございますが、56万4,000円、これは、加入分担金の計算でございます。4万7,000円掛ける12戸分を計上しているところでございます。

目の2その他営業収益でございます。20万9,000円、これにつきましては、新畑地区の維持管理分担金を津和野町から頂くという内容でございます。

項の2営業外収益でございます。

目の1受取利息及び配当金、頭出し金1,000円でございます。預金等の利息でございます。

それから、目の2他会計の補助金、一般会計からの繰入金でございます。9,089万7,000円でございます。

目の3長期前受金戻入れでございます。4,606万3,000円でございます。内訳といたしましては、節の1、2、4、6でございます。国・県からの補助金の戻入、それから、他会計補助金からの戻入、受贈財産評価額等の戻入、それから、工事負担金の戻入等々でございます。

ページを進んでいただきまして、14ページをお開きたいと思えます。

続きまして、支出でございます。

款の1水道事業費用でございます。

項の1営業費用、目の1原水及び浄水費でございます。目につきましては、原水、浄水、水を作っているところまでの経費、それから、配水池に上がった水が各家庭へ配られる、そうした、目の2にございますけども、配水及び給水費等々、それから総係費、総務系の予算、そういったもので出来上がっているものでございます。

まず、目の1の原水及び浄水費でございます。5,699万6,000円を計上しております。

内訳といたしまして主なものは、節の15光熱水費でございます。4,155万1,000円でございます。送水ポンプ、それから、取水ポンプ等々の動力系の電気料ということでございます。

それから、節の17通信運搬費でございます。134万円でございます。これは、浄水場から役場庁舎までのテレメーターの利用料でございます。

その下でございますが、節の20手数料でございます。651万2,000円、内訳で主なものといたしましては、水質検査の手数料が629万2,000円でございます。毎月行っております水道の水質検査、これに係る手数料でございます。

節の25工事請負費でございます。570万2,000円でございます。内訳につきましては、紫外線の保守点検に274万4,000円、蔵木取水ポンプの更新を控えております。これが132万円、こうしたものが主なものでございます。

節の28薬品費でございます。100万8,000円、これは、消毒用の次亜塩素酸ナトリウ

ム、それから、凝集剤等の薬品代でございます。

続きまして、目の2配水及び給水費でございます。1,047万1,000円を計上しているところでございます。

主なものといたしましては、節の15光熱水費でございます。電気設備の施設の電気料ということでございまして、188万円を計上しております。

上の光熱水費、原水及び浄水費と比べまして、かなり低額になっておりますけれども、これは高いところから低いところに水を流すということですので、あまりお金がかかりません。関係施設に係る経費ぐらいでございますので、非常に安くなっているというのがその原因でございます。

それから、節の17通信運搬費でございます。136万3,000円、これは専用回線の使用料でございます。今度は配水池等から役場までのテレメーター回線の使用料ということでございます。

それから、節の20手数料でございます。110万円、これは管末の検査を17か所でお願いをしております。その方々に係ります手数料でございます。

下に下りていただきまして、節の22修繕費でございます。379万5,000円でございます。この部分につきましては、緊急対応用、漏水事故が発生した等々におきました対応用の金額ということでございます。修繕費でございます。

それから、その下でございます。節の25工事請負費でございます。135万3,000円、これは、減圧弁の分解点検でございます。河山地区を計画しております。3期分の分解点検でございます。

減圧弁と申しますのは、非常に高いところから低いところまでお家が並んでおりますけれども、その間の高低差が非常に大きくなりますと、どうしても圧力が高くなってしまいまして、家庭のほうに負担がかかるということがあります。

要所要所で減圧をしながら水压を調整していくわけでございますけれども、それにかかる装置が減圧弁というものでございまして、定期的な点検が必要だということで、今回は河山地区を行わせていただくというものでございます。

続きまして、目の3総係費でございます。総額といたしまして、3,095万2,000円を計上しているところでございます。

14ページで主にありますのは給与費等でございますので、この部分につきましては割愛をさせていただきます。

節の13備用品費でございます。208万9,000円を計上しているところでございます。消耗品とございますけれども、主に水道メーター680戸分のお金、181万1,000円が主なものでございます。

水道メーター、計量法に係ってまいりますので、8年に1回更新していかなければいけないということで、7年目に当たるもの、1年前倒して吉賀町の場合やっておりますけれども、今回680戸が対象になってくるというものでございます。

ページを進んでいただきまして、15ページでございます。

節の19委託料、470万2,000円でございます。内訳といたしましては、企業会計の支援業務といたしまして、公認会計士さんのほうに助言を頂くための費用でございます。137万5,000円、そうしたものが主なもの、ほかには、メーターの検針業務といたしまして211万2,000円、これは3,200件分の110円掛ける6期ということで、検針業務に係る経費でございます。

下に下りていただきまして、節の23工事請負費でございます。337万1,000円、メーターの交換経費でございます。先ほど680戸分のメーターを購入というふうにお知らせをいたしました。この交換工事に係る経費でございます。

それから、節の41その他引当金繰入額でございます。205万4,000円でございます。これにつきましては、期末勤勉、それから、共済手当等に充てるものが132万7,000円、それから、貸倒引当金等に充てるお金が72万6,000円という内容でございます。

それから、目の4減価償却費でございます。1億2,540万7,000円でございます。内容といたしましては、減価償却の建物、それから構築物、機械、それから工具、それから備品等々の減価償却費でございます。

続きまして、項の2営業外費用でございます。

目の1支払利息及び企業債の取得諸費でございます。1,327万3,000円でございます。

主なものといたしましては、企業債の利息に当たる部分でございます。

続きまして、その下、消費税及び地方消費税でございます。600万円を計上しているものでございます。これは、R4年の確定申告の見込額に当たるものでございます。

以上が、3条予算ということでございます。

ページを進んでいただきまして、16ページでございます。

資本的収入及び支出、いわゆる4条でございます。

まず、収入の部からでございます。

款の1資本的収入、項の1企業債でございます。4,960万円でございます。

その下、項の2県補助金でございます。目の1県補助金2,260万円でございます。これにつきましては、生活基盤施設耐震化等交付金でございますけれども、簡単に申しますと、大野原の布設替え、管路の改良工事に係る県の補助金部分でございます。

項の3他会計補助金、一般会計からの繰入れでございます。6,020万2,000円ござい

ます。全額基準内でございます。

工事負担金はございません。

その下の表、支出でございます。

款の1資本的支出、項の1建設改良費でございます。目の1水道施設整備費でございます。7,230万2,000円でございます。

内訳で主なものといたしましては、節の25工事請負費でございます。7,161万円を計上しております。大野原地区の布設替え、管路の改良工事でございます。

本年度は、町道の木部谷線を上流へ上がっていただきまして、中村地区でございます。その地区の部分の管路、それから、町道の木部谷線の国道タッチ部分から柿木庁舎のほうに進んでいただきまして田原資材さんがございます。あの辺あたりまでのところの管路の改良を計画しているというものでございます。延長で1,240メートルぐらいを計画しているというものでございます。

続きまして、項の2企業債償還金でございます。目の1企業債の償還金1億2,038万1,000円でございます。

以上が、4条予算ということでございます。

以上をもちまして、水道会計の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、日程第28、議案第21号令和5年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第29. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第22号令和5年度吉賀町下水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第22号令和5年度吉賀町下水道事業会計予算であります。

総則第1条、令和5年度吉賀町の下水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、処理面積184ヘクタール、2、年間総処理水量34万5,101立方メートル、3、

1日平均処理水量945立方メートル、4、主な建設改良事業、下水道施設整備事業1,463万6,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入でございます。第1款下水道事業収益、内訳といたしまして、第1項営業収益5,126万8,000円、第2項営業外収益2億999万3,000円。

支出であります。第1款下水道事業費用、内訳といたしまして、第1項営業費用2億3,722万円、第2項営業外費用2,349万1,000円、第4項予備費55万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額9,461万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1,685万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,682万4,000円で補填するものとする。

収入であります。第1款資本的収入8,990万円、第1項企業債2,750万円、第2項他会計出資金5,800万円、第4項県補助金220万円、第7項、負担金及び分担金220万円。

支出であります。第1款資本的支出、内訳といたしまして、第1項建設改良費1,463万6,000円、第2項企業債償還金1億6,987万7,000円。

おめくりいただきまして、企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業2,750万円、起債の方法、利率、償還の方法は、お読み取りいただきたいと思います。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、収益的支出、第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

2、資本的出、第1款資本的出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会に議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費1,016万8,000円であります。

他会計からの補助金、第9条、下水道事業運営のため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は1億3,888万円である。

令和5年3月2日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第22号令和5年度吉賀町下水道事業会計予算、詳細説明をさせていただきます。

ページを進んでいただきまして、説明書がございます。3条、それから4条、それからキャッシュフロー等ずっと続いております。財務諸表につきましては、お読み取りをいただき、先ほどと同じように、3条、それから4条の予算について、詳細に説明をさせていただきたいと思っております。

ページは、14ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

款の1下水道事業収益でございます。

項の1営業収益、目の1下水道使用料でございます。5,126万7,000円でございます。

公共下水につきましては、会計自体は1本でございますけれども、セグメント的には公共下水、それから農業集落排水、この2つからできております。こちら、こちらというのを説明しながらというのなかなか難しいので、ひっくり返しての説明にはなろうかと思っておりますけれども、分けて説明したほうがいいものについては、公共下水、それから農業集落排水ということで金額を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ということで、下水道の使用料でございますけれども、公共下水につきましては4,172万6,000円、農業集落排水につきましては954万1,000円ということで、100%の計上ということでございます。

それから、下がっていただきまして、項の2営業外収益でございます。

目の2他会計補助金でございます。一般会計からの繰入れでございます。1億3,888万円でございます。公共下水につきましては1億680万2,000円、農業集落排水につきましては3,207万8,000円という内容になっておるところでございます。

それから、その下、目の5長期前受金戻入でございます。7,110万7,000円でございます。区分といたしましては、国庫補助金、それから県補助金、工事負担金等々の戻入でございます。

以上が、収入の部分でございます。

ページを進んでいただきまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、支出でございます。

款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費でございます。1,311万円の計上でございます。

主なものといたしましては、光熱水費926万3,000円でございます。これにつきましては、中継ポンプの電気代ということになるかと思えます。

続きまして、その下、委託料でございます。195万8,000円。主なものといたしましては、点検業務委託料が165万円を計上しております。これにつきましては、中継ポンプの点検料ということでございます。

その下、修繕費でございます。169万円の計上でございます。これにつきましても中継ポンプの修繕費ということで計上しておるものでございます。

ずっと下りていただきまして、光熱水費でございます。1,314万8,000円でございます。これにつきましては処理場の電気料でございます。

続きまして、その下、通信運搬費でございます。134万5,000円を計上しております。これにつきましては、電話料、緊急情報等のテレメーターの使用料ということでございます。

続きまして、委託料でございます。2,251万6,000円を計上しているものでございます。主なものといたしまして、汚泥処分委託料、これは公共下水のみでございますけれども、332万8,000円、汚泥を浜田浄化センターで処理をしていただくという経費でございます。

それから、その下でございます。処理場の維持管理委託料でございます。1,839万2,000円を計上しております。これは、処理場費に係る管理の経費でございます。公共下水におきましては1,107万4,000円、それから、農業集落排水につきましては、初見、柿木両地区で731万8,000円を計上しているものでございます。

ずっと段を下りていただきまして、修繕費でございます。施設の修繕料といたしまして476万2,000円を計上しているものでございます。これにつきましては、緊急対応、それから、紫外線殺菌装置等の修繕というものを計上しているものでございます。

その下、薬品費でございます。151万3,000円、これは、消毒用の薬品を計上しているものでございます。

目の4総係費でございます。1,446万円を計上しております。

15ページに当たる部分につきましては、職員の給与費等でございますので、割愛をさせていただきたいと思えます。

ページを進んでいただきまして、16ページを御覧いただきたいと思えます。

続いて、総係費でございます。中段辺り、委託料でございます。295万7,000円を計上しておるものでございます。公認会計士による会計指導に当たりますものが161万8,000円、

それから、企業会計システム、これの使用料が133万9,000円を計上しておるものでございます。

続きまして、目の5減価償却費でございます。1億6,600万7,000円を計上しておるものでございます。

内容といたしましては、建物、構築物、それから、機械及び装置の減価償却費でございます。

その下、項の2営業外費用でございます。

目の1支払利息及び企業債取扱諸費でございます。2,091万1,000円の計上でございます。これは、企業債の利息に当たるものでございます。

行を飛び越えまして、目の3消費税及び地方消費税でございます。250万円を計上しております。

続いて、17ページにお進みをいただきたいと思っております。

続きまして、資本的収入及び支出、いわゆる4条の予算でございます。

まず、収入から説明をさせていただきます。

款の1資本的収入でございます。項の1企業債、目の1企業債でございます。2,750万円でございます。内容的には、資本費平準化債でございます。これは、公共下水に係るもののみでございます。

それから、項の2出資金でございます。目の1他会計出資金、これは、他会計補助金、つまり一般会計からの繰入金のことでございます。5,800万円。公共下水のほうは3,000万円、農集のほうは2,800万円でございます。

項の4県補助金でございます。目の1県補助金220万円を計上しているものでございます。

続きまして、項の7負担金及び分担金でございます。目の1負担金200万円を計上しておるものでございます。

続きまして、支出でございます。下の表を御覧いただきたいと思っております。

款の1資本的支出でございます。項の1建設改良費、目の1下水道施設整備費でございます。1,463万6,000円を計上しておるものでございます。この部分につきましては、委託費、それから工事費からできておりますけれども、委託料41万8,000円、工事請負費が1,421万8,000円でございます。

まず、委託料でございますけれども、これにつきましては、初見新田地区の汚泥脱臭床を改良いたします。汚泥脱臭床と申しますのは、施設から出ます臭いを土の中に1回放出をしまして、土をフィルターのような形にして臭いを脱臭してしまうと、そういう装置でございます。建設からかなりの時間が経ちましたので、この部分について改修をしていこうということでございます。

その改修に対しまして、設計をしていくための経費、委託料でございます。41万8,000円でございます。

それから、その下、工事請負費1,421万8,000円の内訳でございますけれども、まず、公共下水のほうでございますが、マンホールの高さの調整に関しますものが114万3,720円、それから、中継ポンプの取替え、これは緊急用でございますけれども、これが264万円、それから、水位計の更新でございます。六日市農協の付近にありますマンホールポンプ、ここの水位計が非常に調子が悪くなっておりまして、これを取り替える金額といたしまして85万8,000円を計画しております。

合わせまして、工事請負費、公共下水のほうは464万2,000円を計上しておるところでございます。

それから、農業集落排水のほうでございますけれども、中継ポンプ等々がございます。その中継ポンプの更新に当たりますものが121万円、それから、中継ポンプの電気ケーブル等が劣化をしているということで、そのケーブルを取り替えるという工事が58万3,000円、それから、初見新田の中継ポンプのケーブルが非常に劣化しているということで、取り替えが40万1,000円。

それから、先ほど申しましたけれども、初見新田地区の汚泥脱臭床、これの更新工事に係りますものが738万1,000円を計画しているものでございます。

項の3企業債償還金でございます。目の1企業債償還金1億6,987万7,000円を計画しておるものでございます。内訳といたしましては、公共下水道が1億3,529万7,000円、農業集落排水が3,458万円という内訳になっているものでございます。

以上、4条予算の説明を終わりたいと思います。

以上をもちまして、下水道の詳細説明とさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第29、議案第22号令和5年度吉賀町下水道事業会計予算の質疑は保留しておきます。

○議長（安永 友行君） お疲れかと思しますので、ここでお諮りをします。本日の会議はこれで延会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日はこれで延会とすることに決定をしました。

本日はこれで延会します。御苦勞でございます。

午後 4 時06分延会
